

**IT時代における区の行政サービスあり方懇話会
提 言**

平成15年6月

はじめに

平成9年に、「行政区のあり方懇話会提言」が出され、6年を経過した。その間、区役所は、地域行政の総合的な推進機関としての機能強化が進められ、現在「行財政改革計画」や「名古屋新世紀計画 2010」に基づき区役所機能の強化が検討されている。

しかしここ数年、IT化の進展は著しく、携帯電話やインターネットの普及には目を見張るものがあり、市民生活の中に急速に入り込み、国や自治体においても電子政府（自治体）への取り組みが進められている。また、少子高齢化の進展とともに将来的な人口の減少、経済停滞による税収の減少、まちづくりへの市民参加やNPOの拡大など社会経済環境も大きく変化しつつある。

一方、地方分権の動きは着実に進んでおり、名古屋市のような政令指定都市においても、市から区へと分権化を進めて行くことが求められている。この動きにあわせて、NPOや市民によるまちづくりの動きは活発化しており、これからは、市民やNPOが主体となるまちづくりが進み、行政が支援するという発想が必要になる。

このような状況の中で、区役所は市民にとって最も近い最先端の行政機関であり、市民の意識と行動が高まる中でその役割は大きく変わろうとしている。

さらに、IT化の進展は区役所の役割を変えようとしている。IT化の特性として、「経済的効率性」と「双方向性」の2つがある。双方向性は市民参画の拡大を促すとともに、効率性とあわせて社会の改革要素となり、行政においても大きな影響を与える。区役所においてはIT化の影響を受けつつ、市民のまちづくりに最も関わりの強い行政機関としての役割が求められ、区役所という最前線からの行政改革が起こり、この改革の動きが本庁へ影響を与えていくことが期待される。

名古屋市の行政区は、現在、1区平均13～14万人規模であり、地方交付税算定基準からみても都市の標準規模にあたる自立した行政単位と見ることができる。今後、市民に最も近い最先端の行政機関として、市民やNPOによるまちづくりの役割を担っていくことが必要であり、そのためには区の自治的な機能の強化なども視野に入れながら考えていくことが必要である。

懇話会は数次にわたる議論を経て提言をまとめるに至ったが、提言は早急

に着手が可能と思われるもの、法制度や財政状況によって段階的に行っていくものとがある。この度の提言を踏まえて、区役所を含めた市内部でさらに具体的な検討を進め、市民のまちづくりへの期待に応えるとともに、身近な行政機関として 21 世紀にふさわしい行政区が実現することを期待するものである。

IT 時代における区の行政サービスあり方懇話会

会長 昇 秀樹

IT 時代における区の行政サービスあり方懇話会委員

会長	昇	秀樹	名城大学 都市情報学部 教授
委員	鵜飼	健司	名古屋商工会議所 情報化推進センター課長
同	九鬼	綾子	ミックインターナショナル(株) 代表取締役
同	豊島	明子	三重大学 人文学部 助教授
同	安田	孝美	名古屋大学 情報文化学部 助教授
同	山田	基成	名古屋大学大学院 経済学研究科 助教授

(敬称略 委員は五十音順)

も く じ

1. 区政のあゆみ

(1) 隣接市町村編入による区の拡大	1
(2) 平成以降の区役所組織変遷の概略	1

2. 区の現状

(1) 現状	①組織及び主な業務内容	2
	②人口	3
(2) 各区の特性		3

3. 行政区を取り巻く動向と課題

(1) 社会環境の変化	①人口動向と少子高齢化	4
	②女性の社会進出	5
	③NPO との協働	5
	④まちづくりへの市民参加	5
	⑤経済停滞	5
	⑥国際化の進展	6
	⑦情報化の進展	6
(2) 行政システムの変化	①情報化の動向	7
	②区への権限委譲	7
	③区づくり事業の展開	7
(3) IT 化（電子自治体） 進展による変化	①国の動向	8
	②名古屋市の動向	8
	③市民生活における動向	8
(4) 各種動向における課題	①社会環境の変化に対応する課題	9
	②行政システムの変化に対応する課題	9
	③IT 化の進展に対応する課題	9

4. 市と区の役割分担

(1) 市と区の役割分担（集中と分散）	10
(2) 今後求められる区の役割	11

5. 区のあり方

(1) 前提条件の整理	12
(2) 区の自治的な機能の強化	13
(3) 区のあり方	14
(4) 区に期待される機能	15

6. 具体策の提案

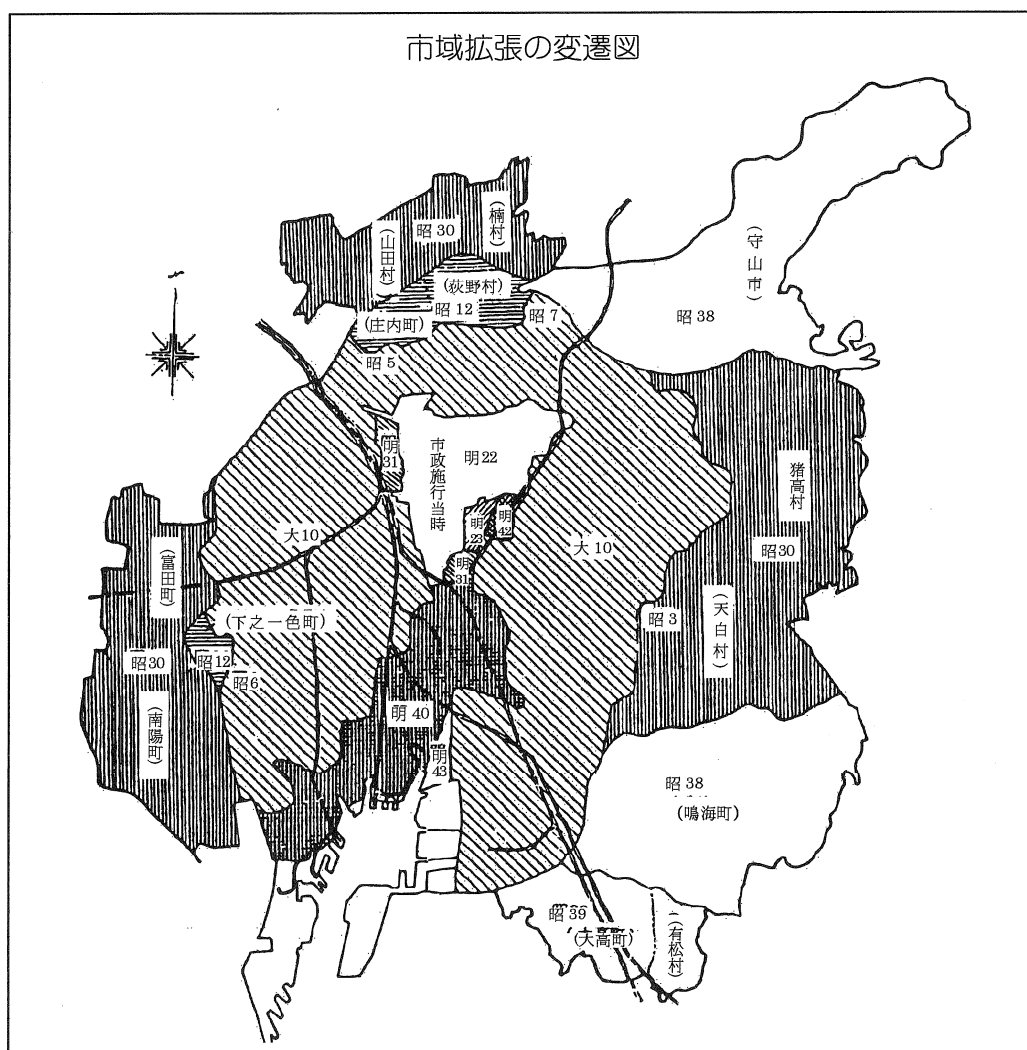
(1) 区の自治的な機能の強化	16
(2) 区に期待される機能の強化	①企画・コーディネート機能 17
	②対面型業務機能や多様な広報広聴機能 20
	③総合的な窓口機能 21
(3) おわりに	22

参考資料

1. 区政のあゆみ

(1) 隣接市町村編入による区の拡大－4区制から16区制へ

- 明治22年10月の市制施行以降、明治41年4月に4区制を実施。
- 途中周辺市町村を編入しながら、昭和12年10月に10区制を実施、その後4度の再編を経て、昭和50年2月からは現在の16区制となる。



(2) 平成以降の区役所組織変遷の概略

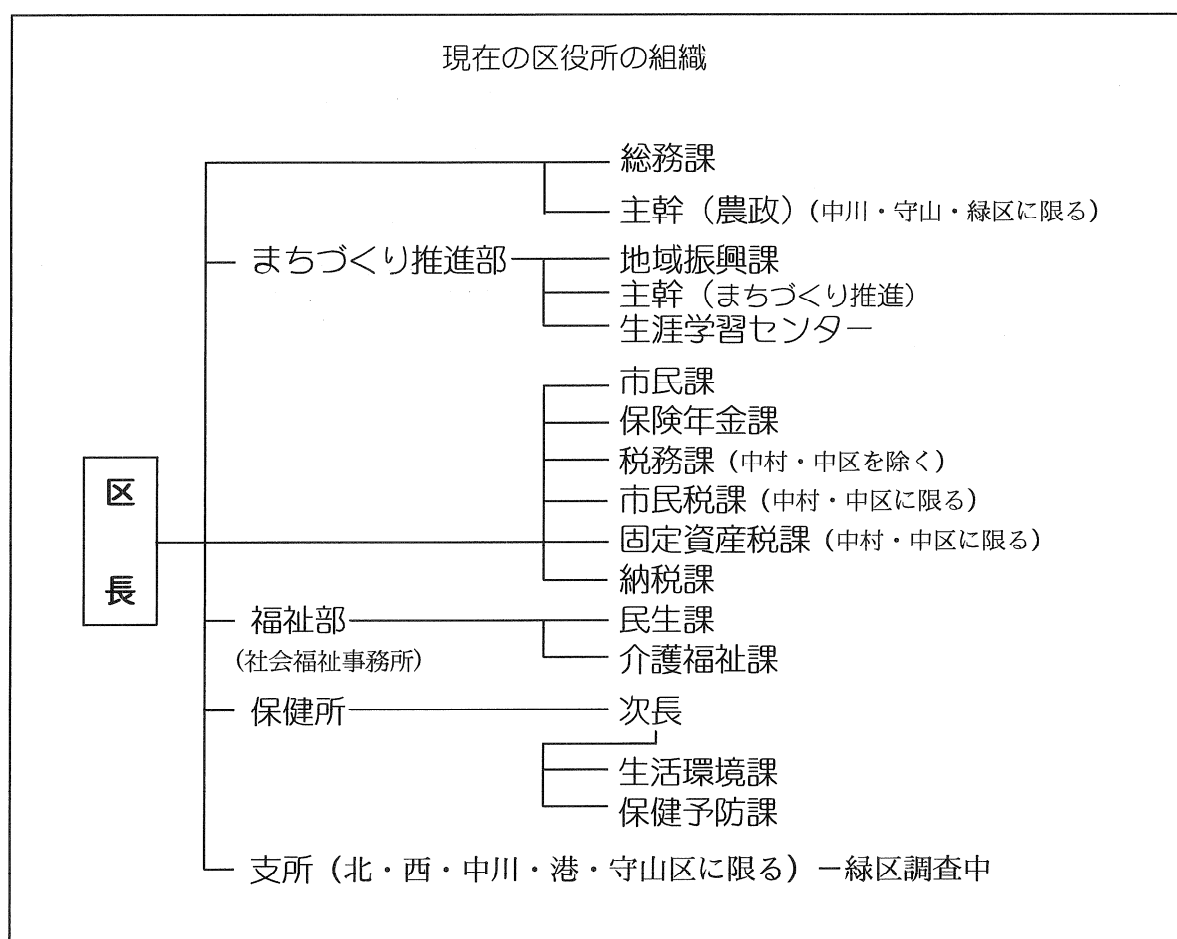
- 平成3年度に、区長を局長級に格付けし、組織的には、社会福祉事務所を区役所組織に編入し、区政部と福祉部の2部制を実施した。
- 平成12年度には、保健所、生涯学習センター、児童館、福祉会館を区役所組織に編入した。あわせて、区政部を廃止し、新たにまちづくり推進部を設置し、専任の部長、主幹を配置したほか、介護保険制度実施による福祉部組織の再編を行った。
- 現在、区役所支所業務の拡充に関する検討を行っているほか、緑区東部における支所の調査を行っている。

2. 区の現状

(1)現状

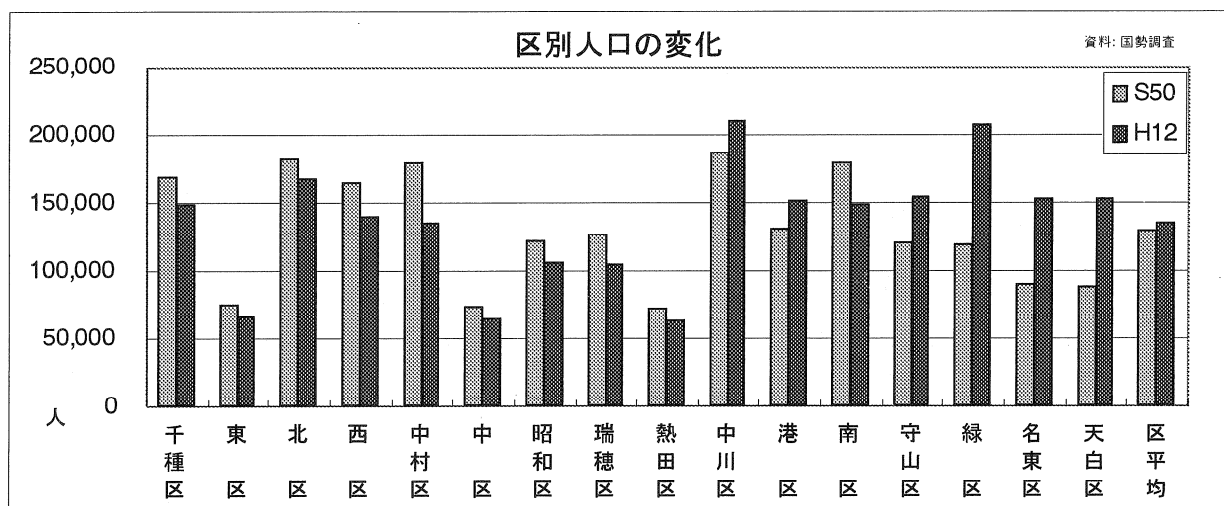
①組織及び主な業務内容

- 区役所の組織は、現在、区長のもとに、まちづくり推進部と福祉部の2部、8課（中村・中区は9課）で構成され、さらに保健所が組織されている。
- 北・西・中川・港・守山区の5区においてはそれぞれ支所が設置されている。また緑区では、支所の設置について調査中である。
- 主な業務内容としては、市民に対する窓口サービス、各種許認可のほか、平成12年度からは、まちづくり推進部を設置し、各区においては専任の部長、主幹により特色あるまちづくりに取り組んでいる。



②人口

- 平成 12 年の国勢調査による区別人口をみると、最大が中川区の 209,982 人、最小が熱田区の 62,625 人となっており、3 倍強の格差がある。(参考資料 1 参照)
- 平成 12 年の人口を 16 区発足時の昭和 50 年の国勢調査と比較すると、中川・港・守山・緑・名東・天白区の 6 区で増加しているが、他の区では減少している。(参考資料 2 参照)
- 平成 12 年の人口を年齢 3 区分別でみると、全市の高齢人口が 15.6%に対し、最高が中村区 20.4%、最低が天白区の 11.4%である。年少人口では、全市 14.0%に対し、緑区 17.1%が最高で、中区の 9.0%が最低となる。(参考資料 3 参照)
- 他の政令指定都市の区別人口を平成 12 年の国勢調査をみると、大阪市の 1 区平均人口 108,282 人から仙台市の 201,626 人まで比較的ばらつきがあるが、名古屋市は 135,722 人で大阪市、京都市に次いで 1 区平均の人口規模が小さい。(参考資料 4 参照)



(2)各区の特性

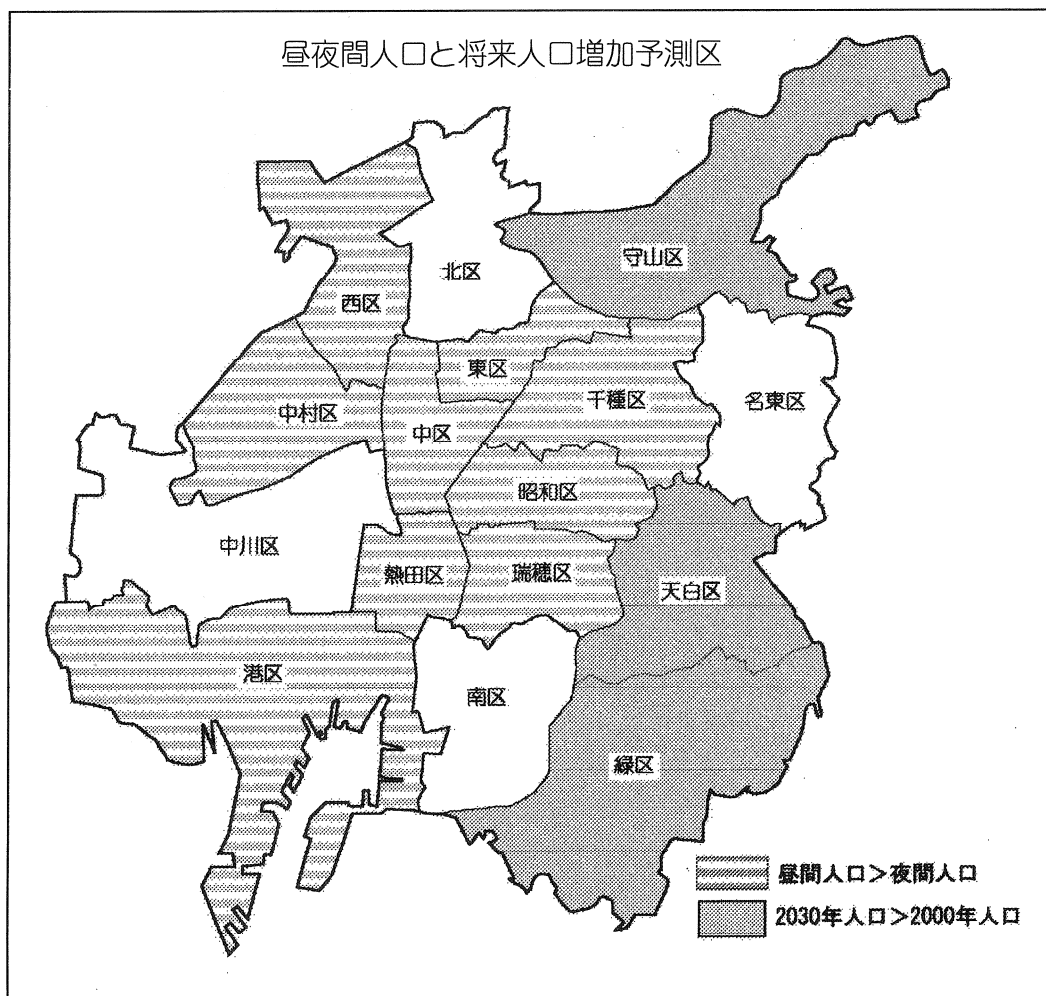
- 各区の特性をみると、中区は商業・業務機能が集積し夜間人口に比較して昼間人口は 5.6 倍となっている。同様にみた場合、業務が集積する区は、東・中村・熱田区などがある。(参考資料 8 参照)
- 一方、昼間人口に対して夜間人口の多い区は、緑・守山・名東・天白区などとなり、東部の区があげられる。(参考資料 8 参照)
- また、これら東部の区では、丘陵地などの緑の自然環境が豊かであり、区画整理などにより住宅地が整備され、ここ 20 年ほど人口が増加し続けている。西部の沖積平野の中川・港区においても同様に、人口が緩やかに増加し続けている。一方、中央部の各区は、大正期までにはほぼ名古屋市となっており、歴史文化の集積が高いものの、近年は人口が横這いから減少傾向にあるのが特色である。

3. 行政区を取り巻く動向と課題

(1) 社会環境の変化

①人口動向と少子高齢化

- 日本の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2010年頃をピークに減少し、2050年には約1億人に減少すると予測されており、今後さらに少子高齢化が進むと予測されている。(参考資料5参照)
- 名古屋市の人口は、上記と同様の方法により(財)統計情報研究センターが推計したところによると、2005年頃をピークに減少に転じ、あわせて少子高齢化が一段と進展し、年少人口は2000年14.0%から2030年には12.0%、高齢人口は同様に15.6%から26.8%と予想されている。(参考資料6、7参照)
- 区別では、緑・天白・守山区が増加するほかは、横這いなし減少が予想されている。(参考資料6参照)
- 昼夜間人口では、平成12年現在で昼間人口が夜間人口を上回るのが9区、特に中区はその比率が年々高まっている。(参考資料8参照)
- 一方、区別人口の格差が今後さらに拡大する可能性も予想される。



②女性の社会進出

- 女性の社会進出を就業率で見ると、名古屋市においては 2000 年で 47.3% となり、全国平均 46.2%を上回り、ここ 15 年間で 1985 年の 46.8%からやや上昇している。(国勢調査による)
- 平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、名古屋市では平成 14 年 3 月に「男女平等参画推進なごや条例」を制定しており、今後さらなる女性の社会進出が予想される。

③NPO との協働

- NPO は、平成 7 年の阪神淡路大震災、平成 10 年 12 月の「特定非営利活動促進法 (NPO 法)」の施行などを契機に着実に増加してきている。
- 市内には、現在 3 つの NPO 支援センターがあり活動を進めている。また、平成 10 年度に NPO の法人認証が開始され、平成 15 年 3 月末における市内の法人認証数は 138 に達している。
- (財)名古屋都市センターのまちづくりに関連する団体として、平成 10 年度に 45 団体であったが、平成 14 年度では 62 団体が登録されるに至っている。
- これら NPO 法人や団体では、行政とのパートナーシップや自治体からの委託調査を積極的に受けるなどの活動を展開している。

④まちづくりへの市民参加

- 最近では、まちづくりへの市民参加が進みつつあり、まちづくり団体の増加とともに、兵庫県宝塚市や北海道ニセコ町など全国各地で市民参加推進条例やまちづくり条例などが策定され、市民参加を基本としたまちづくりが進められつつある。
- 名古屋市においても、市民参加型のワークショップによるまちづくりの例が増えてきており、街区公園の整備や地区のマスタープランづくりや福祉のまちづくりなどで事例がみられるようになっている。

⑤経済停滞

- 名古屋市内の総生産額は、近年の経済停滞から平成 7 年以降現在まで大きな伸びは見られなくなっている。
- 市税収入額では、経済停滞の影響を受け、平成 9 年をピークに減少に転じている。内訳でみると、市民税額の減少が大きく影響している。
- これらを背景に、市においては行財政改革に取り組んできている。

⑥国際化の進展

- 市内における登録外国人の状況をみると、平成 4 年以降横這い傾向であったものが、平成 9 年以降増加し、平成 15 年 1 月には約 54,000 人と過去最高となった。(名古屋市外国人登録人口)
- 平成 12 年現在の登録外国人 1 人当たりに対する市民の数では 45 人であり、政令指定都市中 5 番目に高い。(出入国管理統計年報)
- 外国人観光客の直接的なデータはないが、名古屋空港における入国外国人を見ると、年々増加しており、平成 12 年では 324,923 人と過去最高となっている。(出入国管理統計年報)

⑦情報化の進展

- 情報通信白書によれば、全国のインターネット普及状況は、平成 12 年現在で約 4,700 万人と推計され、年々増加している。2005 年には 8,700 万人に増加すると見込まれている。
- 平成 13 年現在のデータ※で見ると、市内のパソコン保有率は 62.0%で全国の 58.0%を上回るものの、インターネット利用率は 39.9%で全国平均の 44.0%を下回っている。
- 一方、国民生活の情報化の国際比較によると、日本の情報化はやや遅れており、パソコンやインターネットの普及は今後より進展するものと予想される。

※名古屋市内は平成 13 年度全国一斉に実施した情報通信技術講習受講者(20 歳以上)の本市約 52,000 人アンケート結果。
全国は通信利用動向調査で平成 13 年 11 月 1 日現在、全国の 20 歳以上の世帯主のいる 6,400 世帯で調査(有効回答 3,845)。

(2) 行政システムの変化

①情報化の動向

- 名古屋市の情報化の状況は、庁内活用としての各種業務のオンラインシステムと市民提供としてのインターネットの活用とに区分することができる。
- 各種業務のオンラインシステムとしては、平成 2 年の住民記録システム、印鑑登録システム稼働に始まり、順次電算化が進められている。
- 庁内オンラインシステムの今後の予定としては、福祉総合情報システム、庁内文書管理、職員情報システムの開発、光ファイバー網の整備拡充などがある。
- インターネットの活用としては、平成 8 年に名古屋市ホームページが開設され、各区の情報を提供するとともに、申請書・届出書のダウンロードサービスなど市民サービスの向上に努めている。
- 平成 14 年度からはインターネットを活用したネット・モニターアンケートを導入し、市民の意識や考え方の迅速な把握など広聴機能の充実にも努めている。

②区への権限委譲

- 区への権限委譲としては、平成 3 年度に区長を局長級へ格付けし、社会福祉事務所を区役所組織へ編入し、区政部と福祉部の 2 部制を敷いた。
- 平成 12 年度には、保健所、生涯学習センター、児童館、福祉会館を区役所組織へ編入するとともに、まちづくり推進部の設置（区政部の廃止）、区長以下の代決規程の改正など、区への権限委譲が行われている。

③区づくり事業の展開

- まちづくり推進部の設置とあわせて、各区においては「特色ある区づくり推進事業」が展開されており、平成 14 年度は全市で 51 事業が実施された。
- この特色ある区づくり推進事業は、区役所が地域と関わりながら、地域の特性や課題に応じ、地域団体や NPO などの市民活動団体、公募市民の参加など様々な市民参加手法を取り入れて、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めるものとして取り組まれている。

(3) IT 化（電子自治体）進展による変化

①国の動向

- 平成 13 年 1 月「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）」が施行、「e-Japan 戦略」が公表された。
- 関係省庁が、電子政府実現に向けて、アクションプランを作成している。
- 電子政府を推進するための法律（「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」）が平成 14 年 12 月に公布され、一部は平成 15 年 2 月から施行されるなど、今後さらに進展が見込まれる。

②本市の動向

- 平成 12 年 12 月に名古屋市情報化プランを策定し、公表した。
- 平成 14 年 8 月からは、国の動きにあわせて名古屋市においても住民基本台帳ネットワークシステムが稼働（第 1 次稼働）している。
- インターネットの活用の今後の予定としては、電子調達、電子申請等の導入に向けた検討が進められている。
- その一方で、平成 2 年より、すでに個人情報保護条例が施行されているものの、IT 化の進展に伴う新たな見直しと充実を含めた個人情報の保護対策が求められている。

③市民生活における動向

- IT 化の進展は、それまでマスメディア等による大量消費型の情報から個人レベルへと急速に変化をみせている。携帯電話の普及やパーソナルコンピュータによるインターネットの普及は企業から家庭へ、そして個人へと情報をパーソナル化させている。
- それに伴い、これまで市政や区政に声の届かなかった層の声が届くことになり、市政や区政に反映させることができるようになってきている。
- また、情報の流れにおいても単一の方向性が強かったものが、双方向性へと変化してきている。

(4) 各種動向における課題

①社会環境の変化に対応する課題

○社会環境の変化に対応しては以下のような課題をあげることができる。

- 子育て支援等サービスや福祉サービスの拡大など少子高齢化への対応
- 市民や NPO との協働の拡大、パートナーシップの育成
- 市税の減少に対応したコスト意識の育成、成果主義の導入
- 民間との連携、外部委託の推進
- 商店街など地域経済への関与と取り組み
- 外国人をはじめとした少数者の声の反映
- 情報化に対応した行政サービスの提供

②行政システムの変化に対応する課題

○行政システムの変化に対応しては、以下のような課題があげられる。

- 情報弱者など誰もがサービスを受けられる環境づくり
- 電子申請等に伴う個人情報の保護
- 区役所のまちづくり機能の強化・拡大
- 区民の顔の見えるまちづくり参加システムの検討
- 支所の持つ機能・役割の明確化

③IT 化の進展に対応する課題

○IT 化の動きは、200 万市民が行政との間で双方向通信を行う可能性を示し、情報受付の 24 時間化や迅速な対応が求められることになり、対応すべき内容や量的な面などで区単位での対応が増加すると予想される。

○特に IT 化に対応しては、パーソナル化や双方向性などの特性を活かしながら、サービスの提供や市民参加、まちづくりなどに積極的に活用していくことが求められる。

- 行政の IT 対応の推進と対面型の業務機能の強化
- 情報弱者への対策
- システム構築の際の市民理解
- 市民の声への迅速な対応
- IT 化の進展に伴う双方向性の活用
- 業務・決裁期間の短縮化と即応

4. 市と区の役割分担

(1)市と区の役割分担（集中と分散）

- これまでの市と区の関係は、上位と下位の機関という捉え方をされることが多く、各種の業務や情報などは市から区への流れが多くみられる。
- 市民参加のまちづくりが進む現在、市では行政の単位が大きすぎて難しく、区の規模が適切な単位になる。また、上位からのまちづくりではなく、市民主体のまちづくりの実現のためには、区を基本単位として考える 21 世紀型への発想の転換が是非とも必要である。
- 市と区の役割としては、区で対応できることは区内で解決し、各区が分散的に行い、区で対応できないスケールメリットが発揮される機能については、本庁に集中・集約して対応する「**集中と分散**」の考え方が必要である。

市と区の役割分担

市（本庁）の役割

<集中することにより効果的なもの>

- 市に集中・集約した方が効果的なもの
- 全市的に影響や効果のあるもの
- 市長の権限で行うことが望ましいもの
- 市域を越える広域的な計画

本庁から区へ 既存

21 世紀型への
発想の転換

将来 区から本庁へ

区の役割

区がまちづくりの基本単位へ

<分散的に対応することにより効果的なもの>

- 区単位でなければならないこと、区の方が効果的なこと
- 市民により近い事柄

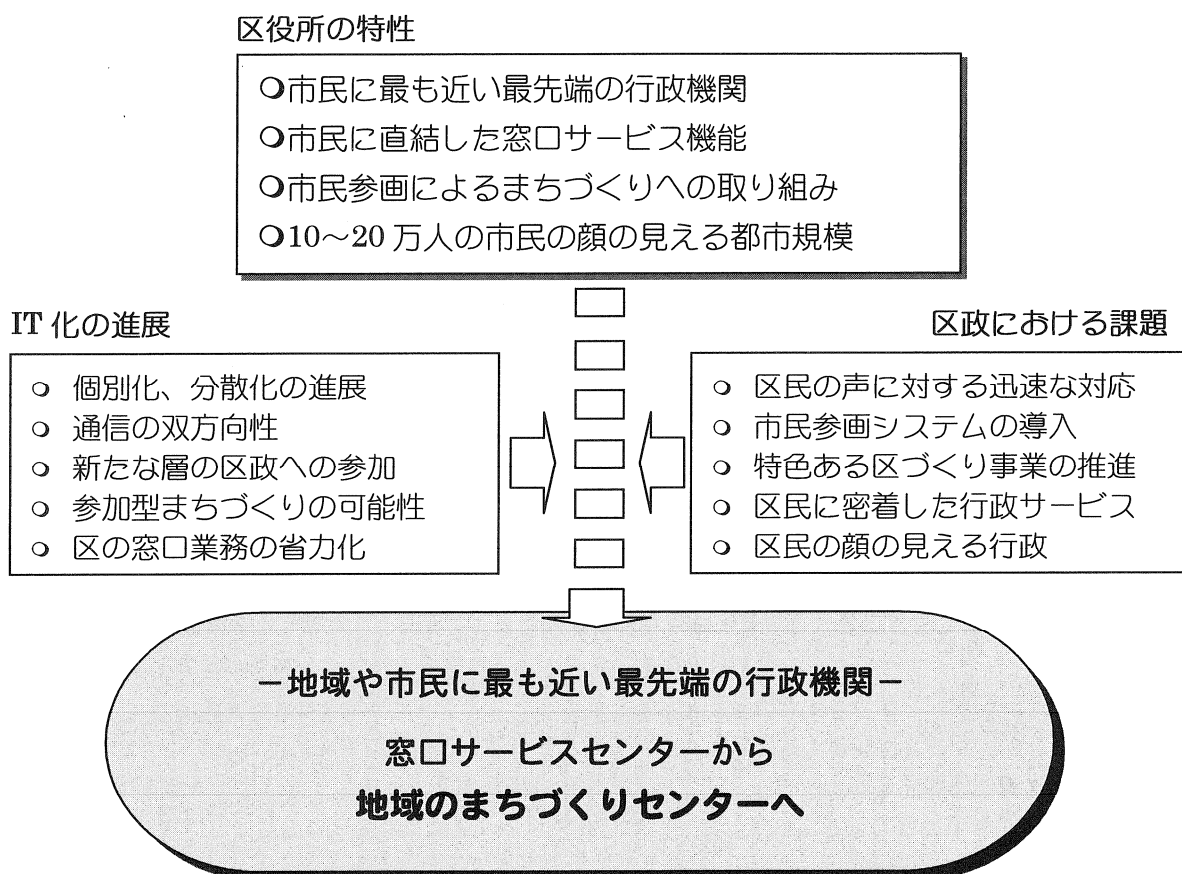
補完性の原則

区でどうしてもできないことは、市がサポートする。
地域でどうしてもできないことは、区がサポートする。
家庭でどうしてもできないことは、地域がサポートする。
個人でどうしてもできないことは、家庭がサポートする。

(2) 今後求められる区の役割

- IT 化の進展は、これまで様々な面で多様化が進んできたものを、携帯電話やインターネットなどにみられるように、さらに個別化、分散化させている。同時に、IT の特性である双方向性は、市民の声をダイレクトに行政に向かわせ、またそれに対して迅速な対応を求めることになる。
- 今後、市民から行政への声は確実に増加するとみられ、市民に最も近い最先端の行政機関である区役所が、市民の声に対応していくことが求められる。
- 区の人口規模は 10～20 万人であり、一般的な都市の標準的な単位と言われている。市民の参画と協働が求められるなか、このような市民の顔の見える適正規模を持つ単位である、区を基本としたまちづくりやサービスの提供が必要である。
- そのため、区役所は窓口業務の IT 化を図るとともに、市民に最も近い最先端の行政機関として市民の声を受けとめ、区内のことは区で判断し、迅速に対応する「**地域のまちづくりセンター**」の役割が求められる。

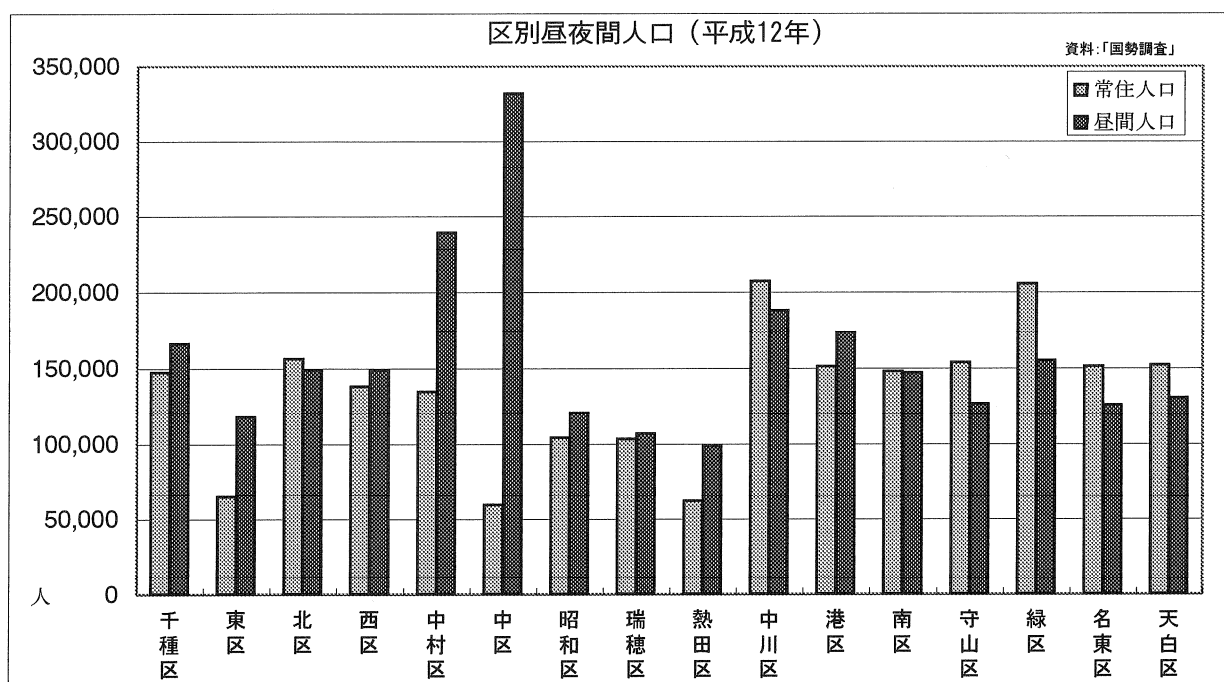
今後の区の役割



5. 区のあり方

(1)前提条件の整理

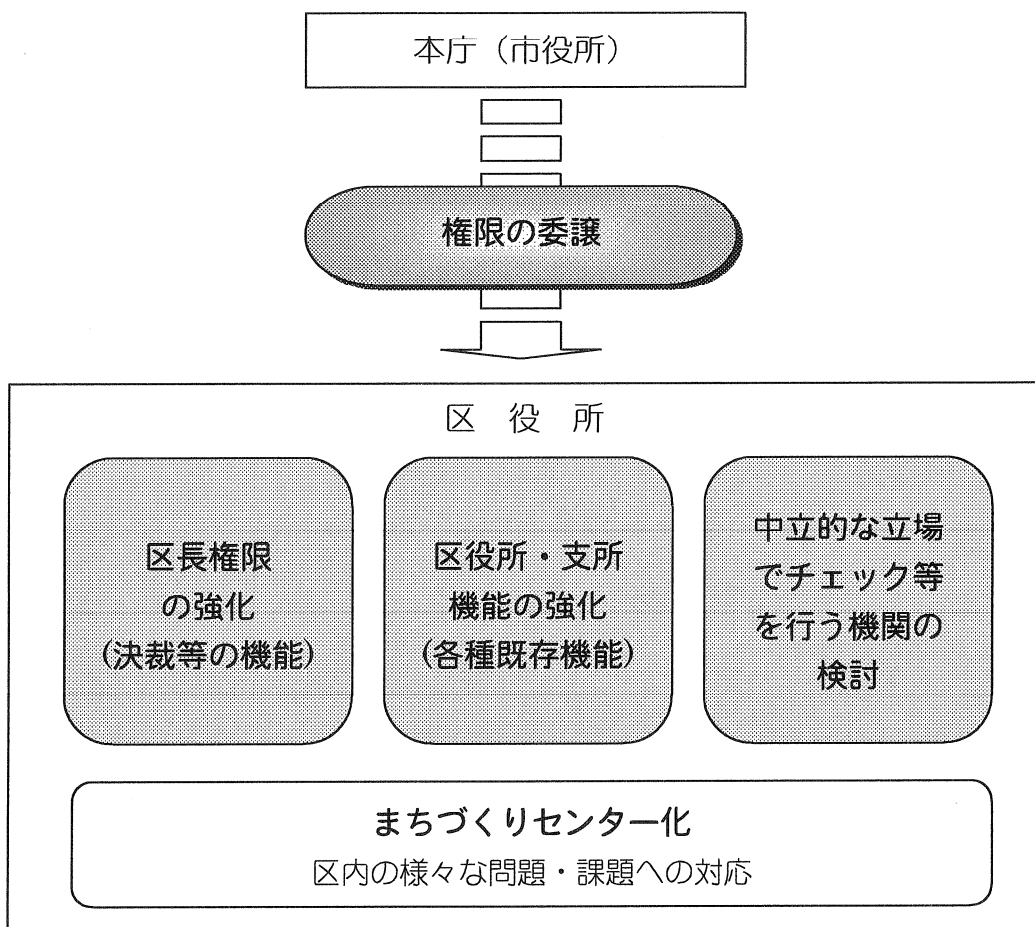
- 平成9年4月の「行政区のあり方懇話会提言」では、行政区の適正規模を10～20万人としており、現在各区ともにほぼその範囲内にあり、特に行政サービス格差が生じている訳ではない。
- 平成9年以降の人口推移をみても、大きな変化は生じていない。(参考資料9参照)
- 他の政令指定都市と比較してもほぼ同規模であり、実際の事例として分区の場合が25～30万人、合区の場合は5万人未満で行われている。
- 特に分区・合区については法律上の要件や基準はなく、都市の裁量に委ねられているが、単なる規模だけでなく、区において生じている支障が、分区や合区によってしか解決できない場合に検討が必要になる。
- また、人口規模の面だけからみても、常住人口をもとに合区した場合、昼間人口の格差がさらに拡大することになり、慎重に検討を進める必要がある。
- 市民からは区役所が最も身近で最先端の行政機関として、行政改革や行政のあり方を示す機関となっていくものと考えられ、現段階で行政区の再編成をする必要はなく、IT化の動向を踏まえ、さらなる区役所及び支所機能の強化を図るべきである。



(2) 区の自治的な機能の強化

- 区は現在、平均の人口が 136 千人である。全国的な自治体の中では、地方交付税算定基準から 10～20 万人が都市の標準的な単位として考えられている。区はこの規模に相当し、市民の顔の見えるまちづくりや行政運営面から、一つの自立した行政の単位として考えることができる。
- 一方、地方分権の動きは地域の自立を促進し、今後市から区へ分権化が進むものと考えられる。あわせて市民参加の拡大が市民団体や NPO の参加と育成を促し、区役所の役割・機能を拡大させる。
- このような背景のもと、区役所機能の強化に向けては、現在の地方自治法の枠組みの中では自立した行政機関となることは困難であるが、市から区への権限を委譲し、区内のことを決裁する機能など区長権限の強化を図るとともに、中立的な立場でチェックなどを行う機関や組織を検討するなどして、自治的な機能の強化を図っていくことが期待される。

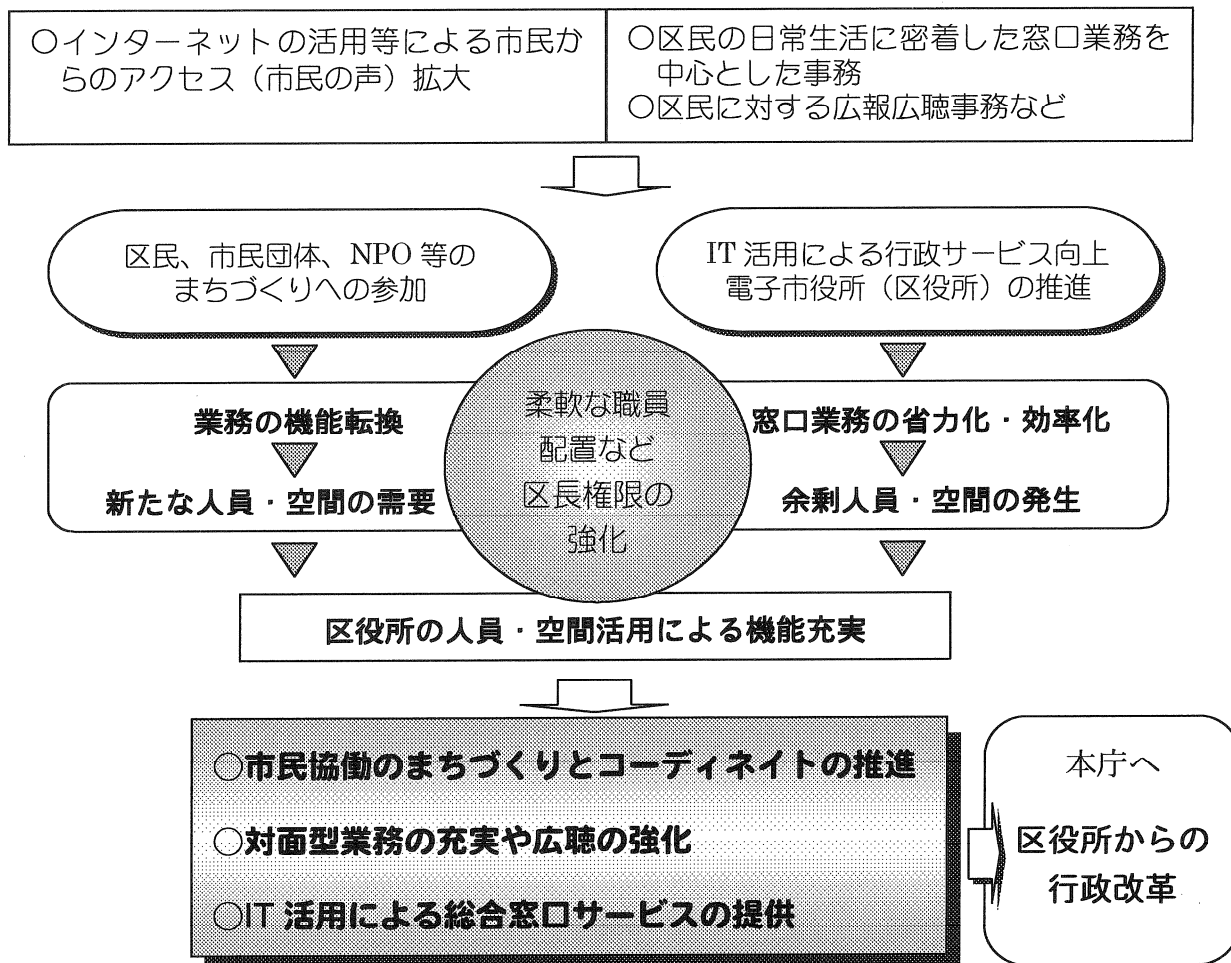
区の自治的な機能強化のイメージ



(3)区のあり方

- IT 化の進展は、インターネットの普及などにより情報の個別化を進展させるとともに、様々な情報に誰もがアクセスできるようになる。IT の特色である双方向性を活かして、行政から市民に対して各種の情報提供が行われる一方で、市民から多くの声が寄せられることになる。
- これら市民の声の拡大は、区内での迅速な対応を促すとともに、それらに対して応えるため地域や区内のまちづくりが重要になる。さらに、区内のことは区内で解決するため区長権限の強化が求められることになる。
- また、IT 化の進展は、区役所窓口業務の省力化と効率化を進め、余剰人員等を生み出す可能性がある。それを活かしてまちづくり施策を強化するなど、業務の質的転換を図ることが可能になると考えられる。
- したがって、今後の区のあり方としては、①市民協働のまちづくりとコーディネート推進の推進、②IT の進展に対応した各層の市民からの声を受ける広聴機能の強化と IT 化と表裏をなす対面型業務の充実、③ワンストップサービスなど IT 活用による総合窓口サービスの提供があげられる。

区の今後の動き



(4)区に期待される機能

①企画・コーディネート機能

○市民協働型のまちづくりとコーディネイトの推進においては、区のまちづくりに向けた企画・コーディネート機能が期待され、区民や市民団体、NPO 等との協働型まちづくりのための支援とコーディネイト、将来的には区役所が区民のまちづくりセンター的な機能や交流機能を持ち、まちづくりに参加する人々で区役所が賑わいをみせることがイメージされる。

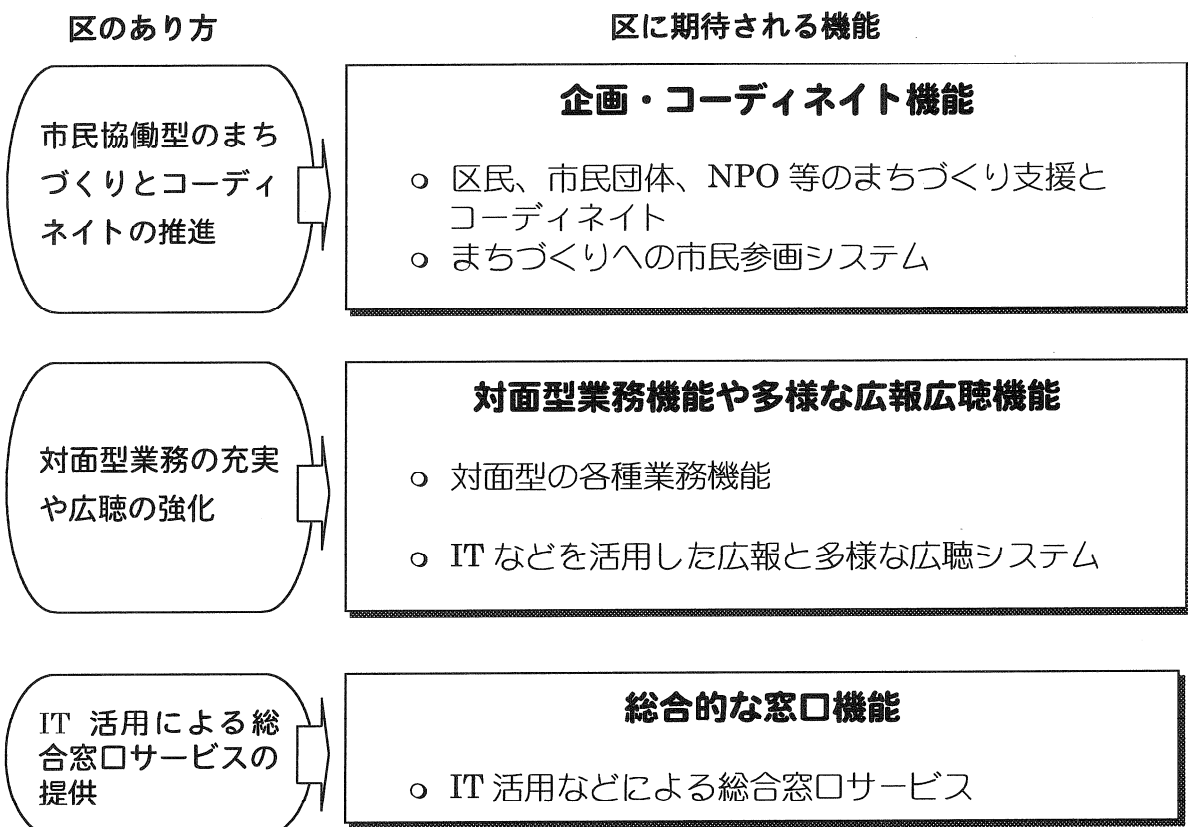
○また、まちづくりのそれぞれの段階で、市民の参画システムづくりが求められることになる。

②対面型業務機能や多様な広報広聴機能

○対面型業務の充実や広聴の強化においては、従来型の広報広聴に加え、IT の活用による広報広聴機能の強化により、多様な市民の声を把握するシステムを作り上げていくとともに、IT 化による行政サービスの効率化とあわせて、よりきめ細かな対面型の業務機能の充実を図ることが重要である。

③総合的な窓口機能

○ IT 活用による総合窓口サービスの提供においては、ワンストップサービスや電子市役所（区役所）の推進により、市民が効率的に窓口サービスを利用できる区役所の総合的な窓口機能が期待される。



6. 具体策の提案

区に期待される機能について、当懇話会で議論した具体の対応例や施策例を提案する。特に今後重視されると考えるものについては、例示を加えた。

(1) 区の自治的な機能の強化

主な対応例・施策例－提案

○区長権限の強化

○ 予算や人事権の強化

区特性を活かしたまちづくりなどを進めるため、一定の範囲で区長が執行権を持つ予算を確保、また人事についても職員の適正配置のための人事権を持たせる。

○ 決裁の権限強化

区内で迅速な対応がとれるよう、区の中で起こる問題や課題などに対して、区長の決裁権を拡大する。

○区役所機能・支所機能の強化

○ 職員の適正配置とまちづくり機能の強化

まちづくりへの対応、対面型業務の強化、総合的な窓口サービス提供のため、区特色をいかした適正な人員の配置を行うとともに、まちづくりの企画やコーディネート機能の強化を図る。また、支所においてはまちづくり機能や福祉業務など地域と密着したサービス提供を行う。

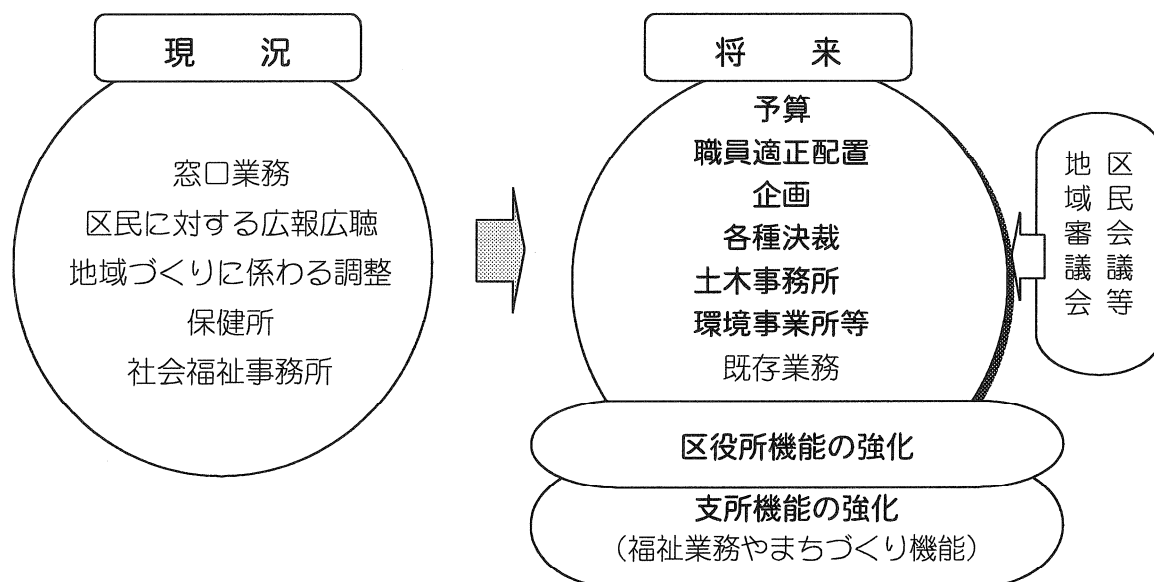
○ 区内公所の統轄

区内の円滑なまちづくりを進めるため、管内の土木事務所や環境事業所など区単位に設置されている公所を統轄し、区の機能強化を図る。

○地域審議会や区民会議などの設置

区長権限の強化の例

○区内のことは区で解決するための区長権限の強化として、予算の執行権、人事権、まちづくりや各種問題の決裁権、区内事務所の掌握等が考えられる。



(2)区に期待される機能の強化

①企画・コーディネート機能

主な対応例・施策例－提案

○区民、市民団体、NPO 等のまちづくり支援とコーディネート

○ まちづくり等の企画・コーディネート

企画段階から計画・実施・管理まで地域コミュニティや市民団体、NPO 等との協働・参画型でまちづくりを進め、地域ぐるみでまちづくりが行えるような仕組みづくり、団体等の支援を行う。

○ NPO 等との連携強化

NPO や市民団体等と区の連携を強化するため、なごやボランティア・NPO センターの支部を各区に設置

○ 区役所のまちづくり拠点（センター）化

区役所余剰空間の活用や会議室の開放などにより、NPO や市民団体がいつでも使える場を提供。同時に各団体や区民の情報交流の場として活用、区役所をまちづくりのセンターとして区民で賑わう場としていく。

○ 商店街等のまちづくり支援

区内の産業振興の面から、商店街の振興をまちづくりとして地域と一体になって取り組む

○多様な市民参画システム

○ 地域審議会、区民会議等の設置

区民の公募による地域審議会や区民会議などを設置し、区長への提案やまちづくりの支援など行政サービスに対するチェック機能などを持たせる。

○ まちづくり参画システム

区民、地域コミュニティ、市民団体、NPO 等のほか学習活動との連携などにより様々な人が参画できるシステムをつくる。

○ 学習活動との連携

小中学校の総合学習や生涯学習、地域が現況の把握や企画提案、管理面などで、まちづくりに参加できる仕組みづくりを進める。

○ まちづくりネットサービス － まちづくりマップ等

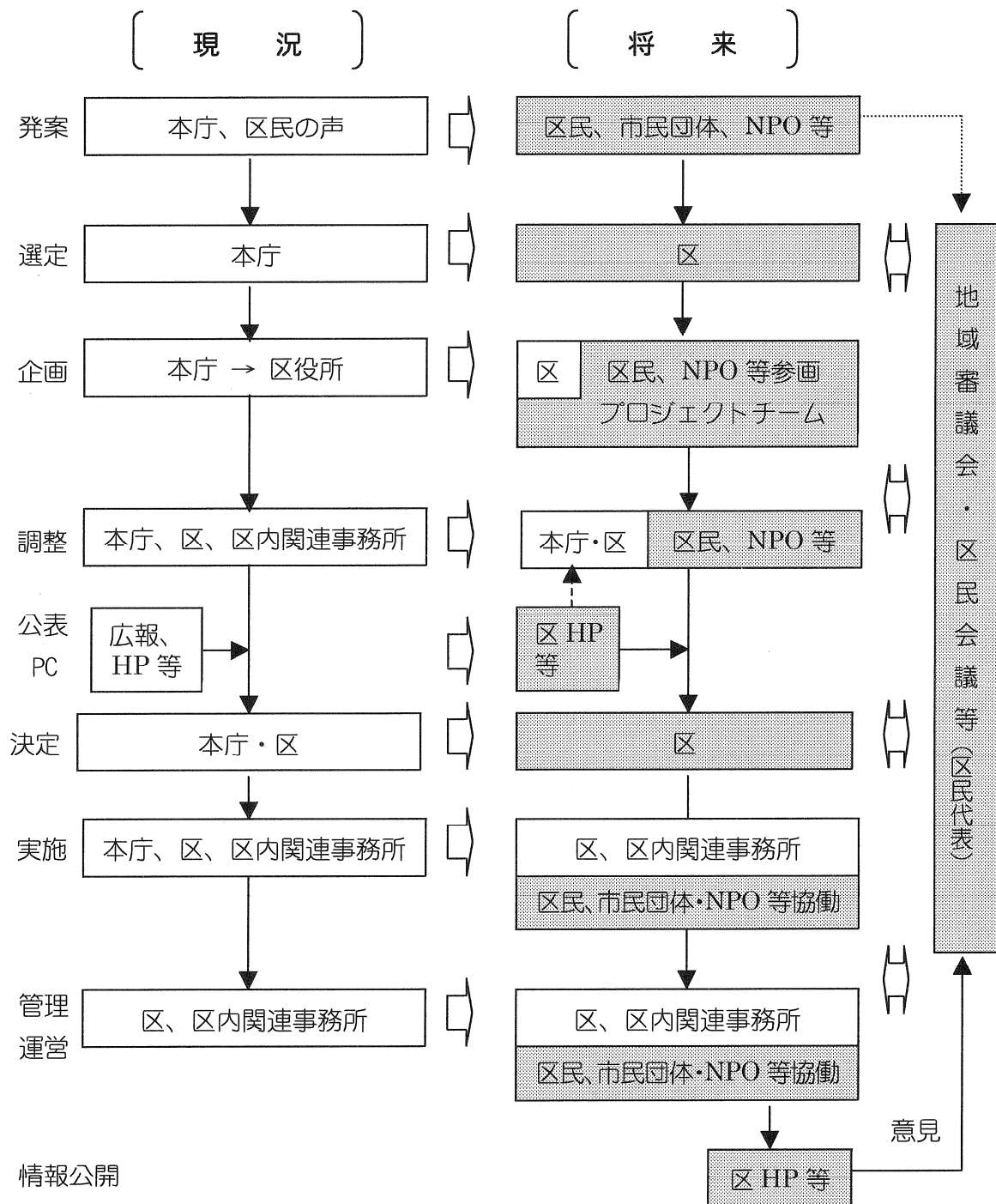
まちづくりの情報や、まちづくりの企画案・計画案をインターネットを利用してアップリンクし、誰もが提案 意見を書き込めるようにし、それを反映させる。

○ まちづくりネットサービス － 人材・地域情報、支援情報

まちづくりに関連する人材情報や、協力者情報を収集・登録・提供し、区内のまちづくりに活用する。

まちづくり企画・コーディネイトの例

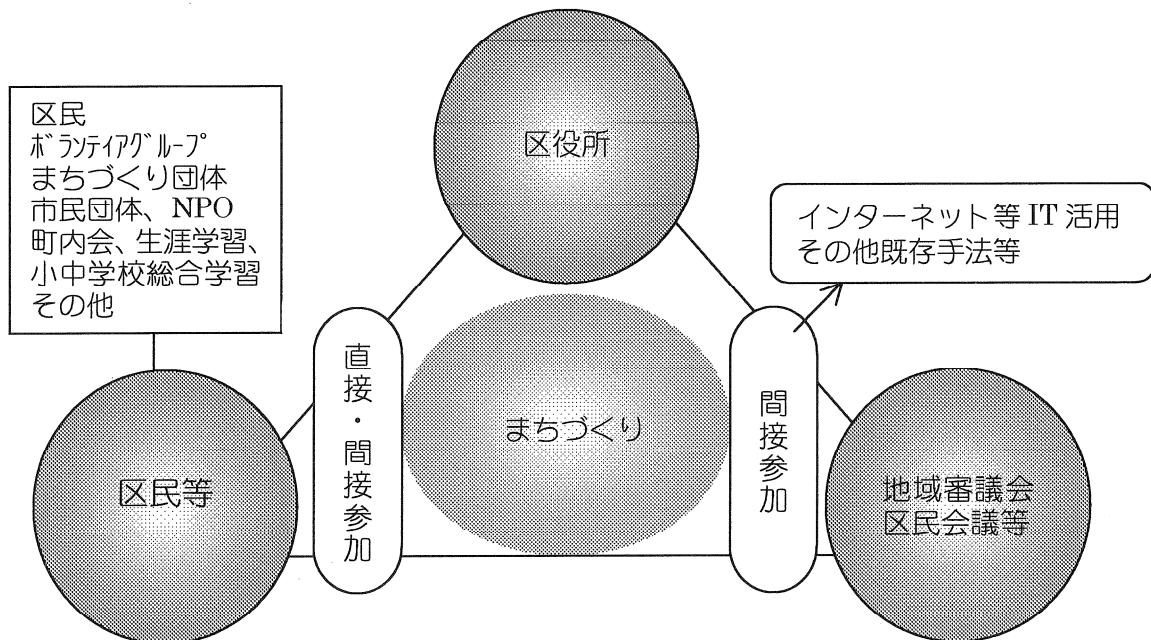
○各区におけるまちづくりについては、区民、市民団体や NPO などと協働して進めるとともに、区民の意見を反映させるためのシステムとして、審議会や区民会議に図りながら進めていくことが望まれる。



※PC はパブリックコメント

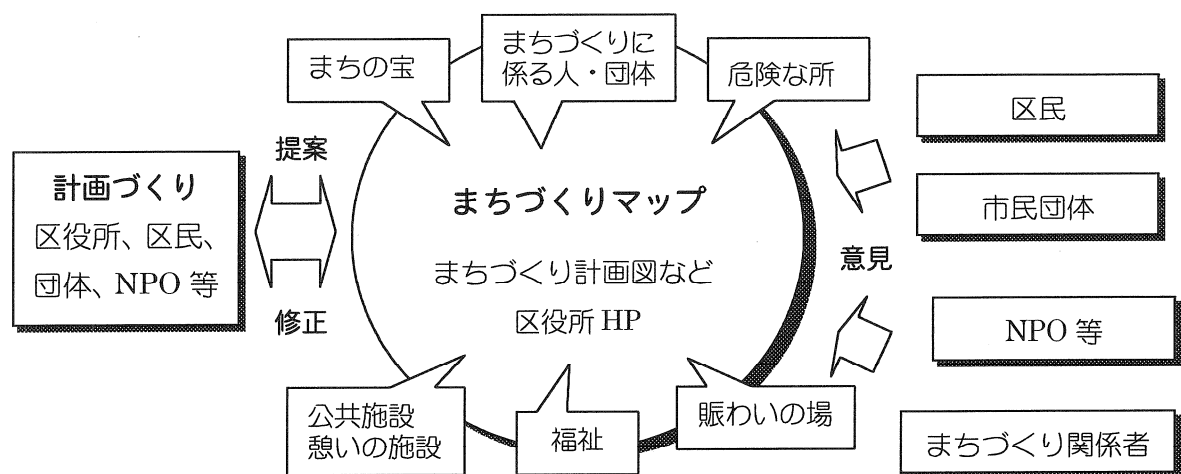
まちづくり参画システムのイメージ

○まちづくりへの参画システムとして、区民や市民団体、NPO などが参加、協働できる仕組みづくりが必要である。



まちづくり参画システムの例（まちづくりマップ）

○まちづくりへの参画システムとして、まちづくりの計画マップなどをインターネットで提供し、区民や市民団体、NPO などまちづくりに関心のあるものがマップ上で意見を交換しあう。



等々

②対面型業務機能や多様な広報広聴機能

主な対応例・施策例－提案

○対面型の各種業務機能

○ 区の特性に応じた職員の適正配置と機能強化

IT化の進展に伴い、サービスがOA等により省力化されるのに対して、福祉など対面型の対応業務についてはより重要になると予想されるため、人員の適正配置などによる機能強化を図る。また、区の特性を考慮した高齢者施策や商店街対応など各区独自の機能強化を進める。

○ITなどを活用した広報と多様な広聴活動

○ 多様な広聴（市民の声把握）と対応システム

既存の広聴システムに加え、インターネットなどを利用して広報と同時に市民の声を把握するなど様々な機会と場を提供するとともに、迅速に回答や対応するシステムづくりを進める。

○ 区内公共及び民間施設でのIT活用広報広聴サービス

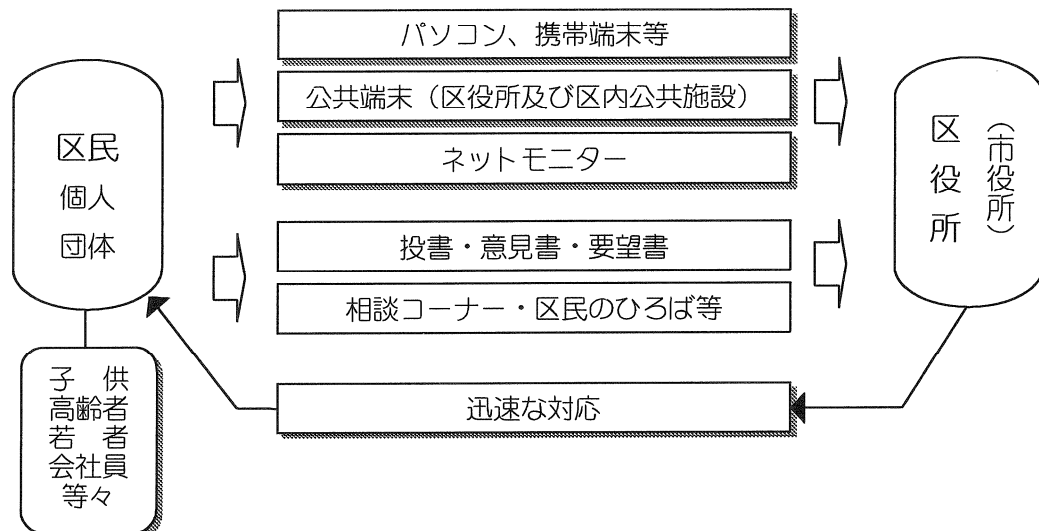
区内の各公共施設や郵便局、コンビニ等への端末設置などにより、インターネットを利用して、緊急時の防災情報をはじめ各種行政情報を提供するとともに、区民が声をよせる機会を設ける。

○ 地域や個人に応じた情報提供

情報の個別化に対応し、特定の地域や対象者、目的（例：地区、学区、商店街界隈、子供、防災、介護保険、保健、消費生活等々）に応じた情報提供を行う。

多様な広聴システムの例

○ITの活用による広聴システムとして、個人などからのアクセスを確保するほか、区内の各公共施設を中心に端末を設置し、これまで参加やアクセスの少なかった若者や会社員等誰もがアクセスできる仕組みをつくる。



③総合的な窓口機能

主な対応例・施策例－提案

○IT 活用などによる総合窓口サービスの提供

○ ワンストップサービス総合窓口

現在の窓口を総合化し、窓口職員の研修を通して、各種証明書の発行や申請などの手続きが1カ所に対応できるサービスを提供する。

○ 公共サービス端末の設置

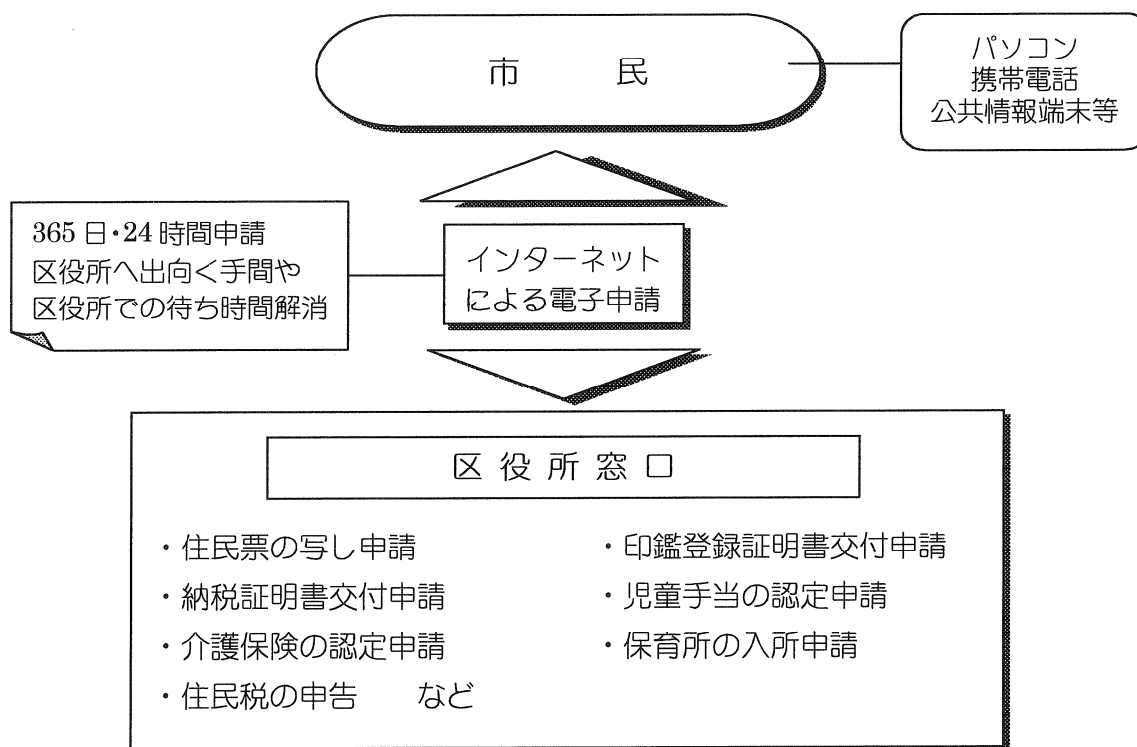
個人情報の保護とあわせて電子申請・調達システムを段階的に導入しながら、区内各公共施設内に公共サービス端末の設置拡大を図る。

○ 申請・手続き等の外部委託や取扱時間の拡大

市民のニーズにあわせて、申請・手続き業務や窓口業務の一部外部委託等を検討するとともに、取扱時間の拡大についても検討する。

電子申請のイメージ例

○IT を活用し、電子自治体化を段階的に進め、申請・手続き業務などをインターネットを活用した電子化を図る。



(3) おわりに

- これまでに、いろいろな提案を述べてきたが、以下のことに十分考慮して、施策の実現に努めて行くべきものと考えられる。
- 先にも述べたが、電子政府を推進するための法案が公布・施行されたことを受け、IT 化は今後めざましく進展するものと考えられる。
- また、基礎的自治体のあり方などを検討している第 27 次地方制度調査会において、基礎的自治体のうち地域共同体的な事務を処理するために「地域自治組織」を置くことが考えられており、この地域自治組織は「長―議会型」、「議院内閣型」、「首長型」などの 5 つのタイプの機関を掲げ、合併市町村を初めとした住民自治の確保について検討を進めている。今後は都道府県や大都市制度などについてテーマを移して検討することになっている。(参考資料 10 参照)
- 以上のような IT 化の動向や国における基礎的自治体のあり方の検討状況の動向については、常に注意を払いながら、弾力的に対応していく必要がある。
- 最後に、この提言をもとに、実現に向けて庁内で議論を進めるとともに、実現に向けたアクションプランづくりなどを通して、その成果が表れていくことを期待している。

参 考 資 料

参考資料もくじ

資料 1	名古屋市の行政区別・支所別人口	1
資料 2	名古屋市の行政区別人口の変化	2
資料 3	名古屋市の区別年齢 3 区分別人口	4
資料 4	政令指定都市の区別面積・人口比較	5
資料 5	日本の将来人口	6
資料 6	名古屋市の区別の将来人口	7
資料 7	名古屋市の年齢 3 区分別将来人口	8
資料 8	名古屋市の昼夜間人口	9
資料 9	名古屋市の平成 9 年以降の区別人口推移	10
資料 10	地域自治組織について(新聞記事)	11

資料1 名古屋市の行政区別・支所別人口

区 分		面積 k m ²	人口 (平成12年10月1日) 人	世帯数 (平成12年10月1日) 世帯	人口密度 (1 k m ² あたり) (平成12年10月1日)
千 種 区		18.24	148,537	69,458	8,143
東 区		7.72	65,791	30,466	8,522
北 区		17.56	167,640	69,101	9,547
	支所の所管区域を除く区域	(11.33)	(123,931)	(53,121)	(10,938)
	楠支所の所管区域	(6.23)	(43,709)	(15,980)	(7,016)
西 区		17.90	140,364	58,367	7,842
	支所の所管区域を除く区域	(8.82)	(85,309)	(36,834)	(9,672)
	山田支所の所管区域	(9.08)	(55,055)	(21,533)	(6,063)
中 村 区		16.32	134,955	60,253	8,269
中 区		9.36	64,669	34,428	6,909
昭 和 区		10.93	105,289	50,211	9,633
瑞 穂 区		11.23	104,410	44,484	9,297
熱 田 区		8.16	62,625	26,444	7,675
中 川 区		32.01	209,982	78,636	6,560
	支所の所管区域を除く区域	(19.28)	(144,470)	(56,148)	(7,493)
	富田支所の所管区域	(12.73)	(65,512)	(22,488)	(5,146)
港 区		45.67	151,614	56,003	3,320
	支所の所管区域を除く区域	(31.28)	(121,627)	(46,701)	(3,888)
	南陽支所の所管区域	(14.39)	(29,987)	(9,302)	(2,084)
南 区		18.47	147,912	59,427	8,008
守 山 区		33.99	154,460	57,232	4,544
	支所の所管区域を除く区域	(20.14)	(138,290)	(52,020)	(6,866)
	志段味支所の所管区域	(13.85)	(16,170)	(5,212)	(1,168)
緑 区		37.86	206,864	73,938	5,464
名 東 区		19.42	153,103	65,032	7,884
天 白 区		21.61	153,342	64,452	7,096
名 古 屋 市 計		326.45	2,171,557	897,932	6,652
1 区 平 均		20.40	135,722	56,121	

※平成12年10月1日の人口・世帯数は、平成12年国勢調査の確定値である。

資料2 名古屋市の行政区別人口の変化

①16区発足時と直近の国勢調査人口比較

単位:人、%

区 分	人口			
	16区発足時国勢調査 (昭和50年10月1日)	直近の国勢調査 (平成12年10月1日)	昭和50年～平成12年	
			増減数	増減率
千 種 区	168,861	148,537	△ 20,324	△ 12.0
東 区	74,376	65,791	△ 8,585	△ 11.5
北 区	182,610	167,640	△ 14,970	△ 8.2
支所の所管区域を除く区域	(145,621)	(123,931)	(△ 21,690)	(△ 14.9)
楠支所の所管区域	(36,989)	(43,709)	(6,720)	(18.2)
西 区	165,179	140,364	△ 24,815	△ 15.0
支所の所管区域を除く区域	(116,363)	(85,309)	(△ 31,054)	(△ 26.7)
山田支所の所管区域	(48,816)	(55,055)	(6,239)	(12.8)
中 村 区	179,313	134,955	△ 44,358	△ 24.7
中 区	73,226	64,669	△ 8,557	△ 11.7
昭 和 区	122,602	105,289	△ 17,313	△ 14.1
瑞 穂 区	125,885	104,410	△ 21,475	△ 17.1
熱 田 区	72,506	62,625	△ 9,881	△ 13.6
中 川 区	187,396	209,982	22,586	12.1
支所の所管区域を除く区域	(143,105)	(144,470)	(1,365)	(1.0)
富田支所の所管区域	(44,291)	(65,512)	(21,221)	(47.9)
港 区	130,740	151,614	20,874	16.0
支所の所管区域を除く区域	(112,910)	(121,627)	(8,717)	(7.7)
南陽支所の所管区域	(17,830)	(29,987)	(12,157)	(68.2)
南 区	179,311	147,912	△ 31,399	△ 17.5
守 山 区	120,694	154,460	33,766	28.0
支所の所管区域を除く区域	(110,764)	(138,290)	(27,526)	(24.9)
志段味支所の所管区域	(9,930)	(16,170)	(6,240)	(62.8)
緑 区	119,126	206,864	87,738	73.7
名 東 区	89,088	153,103	64,015	71.9
天 白 区	88,827	153,342	64,515	72.6
名 古 屋 市 計	2,079,740	2,171,557	91,817	4.4
1 区 平 均	129,984	135,722	5,738	4.4

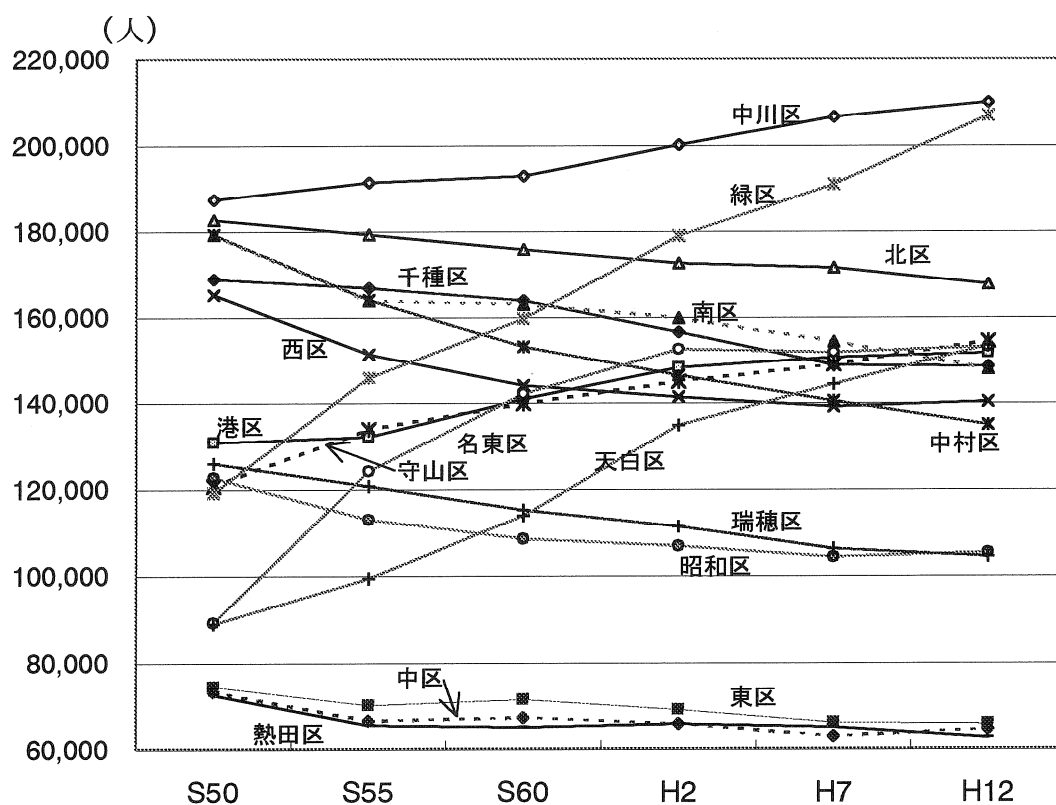
※各年国勢調査の人口確定値である。

②名古屋市の区別人口の推移

単位：人

	S50	S55	S60	H2	H7	H12
千種区	168,861	166,837	163,762	156,478	148,847	148,537
東 区	74,376	70,046	71,506	69,032	66,096	65,791
北 区	182,610	179,266	175,827	172,559	171,582	167,640
西 区	165,179	151,348	144,032	141,384	139,106	140,364
中村区	179,313	163,978	153,126	146,379	140,519	134,955
中 区	73,226	66,562	67,278	65,833	63,006	64,669
昭和区	122,602	112,912	108,434	106,857	104,293	105,289
瑞穂区	125,885	120,679	115,122	111,360	106,299	104,410
熱田区	72,506	65,553	65,021	65,794	65,055	62,625
中川区	187,396	191,450	193,004	200,111	206,678	209,982
港 区	130,740	132,148	140,956	148,185	150,538	151,614
南 区	179,311	163,768	162,968	159,709	154,275	147,912
守山区	120,694	133,953	139,824	144,897	148,919	154,460
緑 区	119,126	145,872	159,555	178,919	190,936	206,864
名東区	89,088	124,087	142,146	152,519	151,763	153,103
天白区	88,827	99,443	113,820	134,777	144,272	153,342
名古屋市計	2,079,740	2,087,902	2,116,381	2,154,793	2,152,184	2,171,557

※各年、国勢調査の人口確定値である。

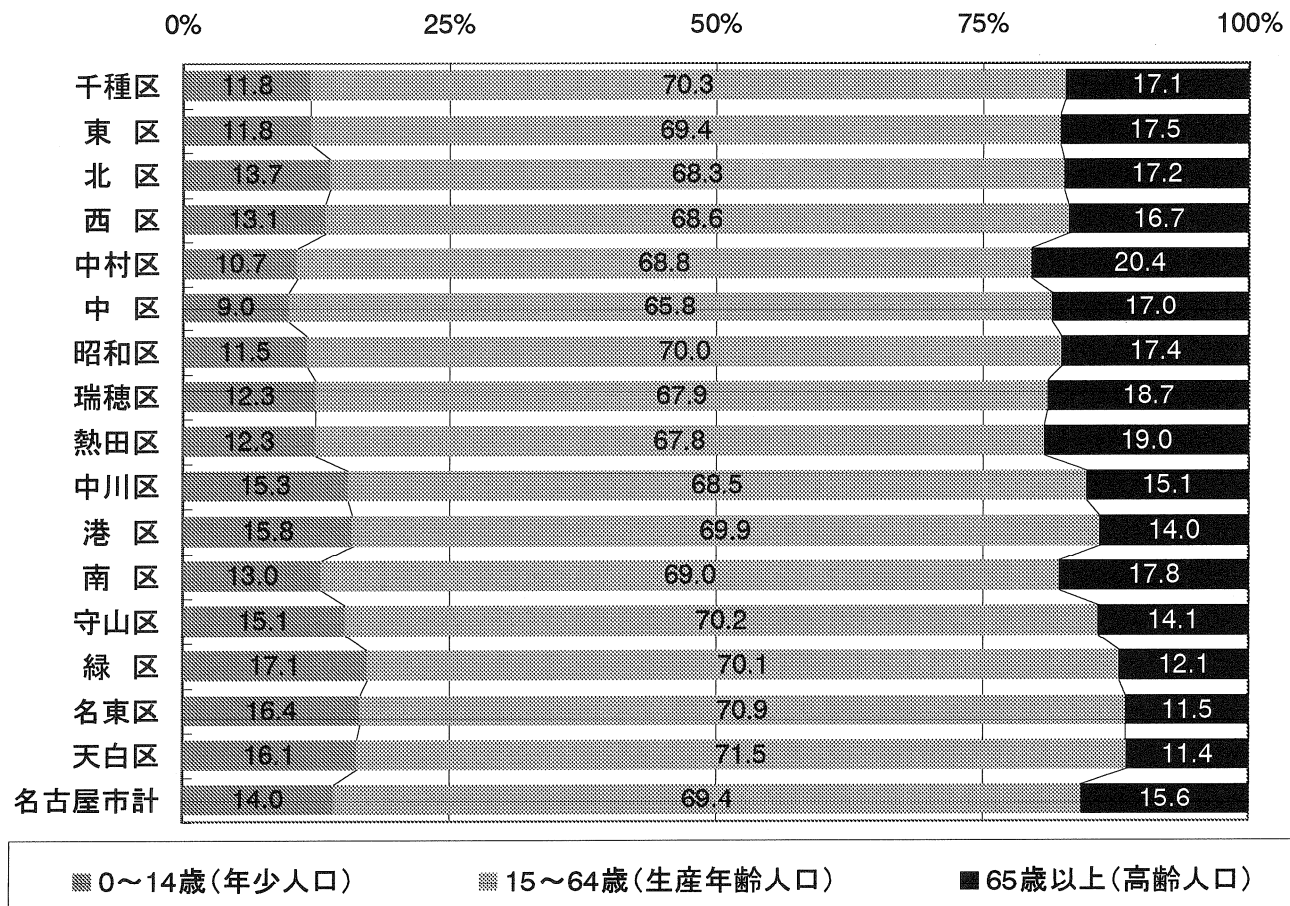


資料3 名古屋市の区別年齢3区分別人口

	総数 (人)	0～14歳（年少人口）		15～64歳（生産年齢人口）		65歳以上（高齢人口）	
		人口（人）	割合（％）	人口（人）	割合（％）	人口（人）	割合（％）
千種区	148,537	17,543	11.8	104,437	70.3	25,410	17.1
東 区	65,791	7,760	11.8	45,683	69.4	11,514	17.5
北 区	167,640	22,937	13.7	114,474	68.3	28,913	17.2
西 区	140,364	18,350	13.1	96,337	68.6	23,399	16.7
中村区	134,955	14,417	10.7	92,801	68.8	27,527	20.4
中 区	64,669	5,843	9.0	42,573	65.8	10,993	17.0
昭和区	105,289	12,076	11.5	73,675	70.0	18,342	17.4
瑞穂区	104,410	12,826	12.3	70,887	67.9	19,544	18.7
熱田区	62,625	7,686	12.3	42,448	67.8	11,929	19.0
中川区	209,982	32,025	15.3	143,819	68.5	31,648	15.1
港 区	151,614	24,025	15.8	106,021	69.9	21,271	14.0
南 区	147,912	19,159	13.0	102,100	69.0	26,399	17.8
守山区	154,460	23,391	15.1	108,440	70.2	21,786	14.1
緑 区	206,864	35,436	17.1	145,013	70.1	25,061	12.1
名東区	153,103	25,041	16.4	108,547	70.9	17,540	11.5
天白区	153,342	24,757	16.1	109,627	71.5	17,519	11.4
名古屋市計	2,171,557	303,272	14.0	1,506,882	69.4	338,795	15.6

※本表は、平成12年国勢調査の確定値である。

※総数には、年齢不詳を含む。



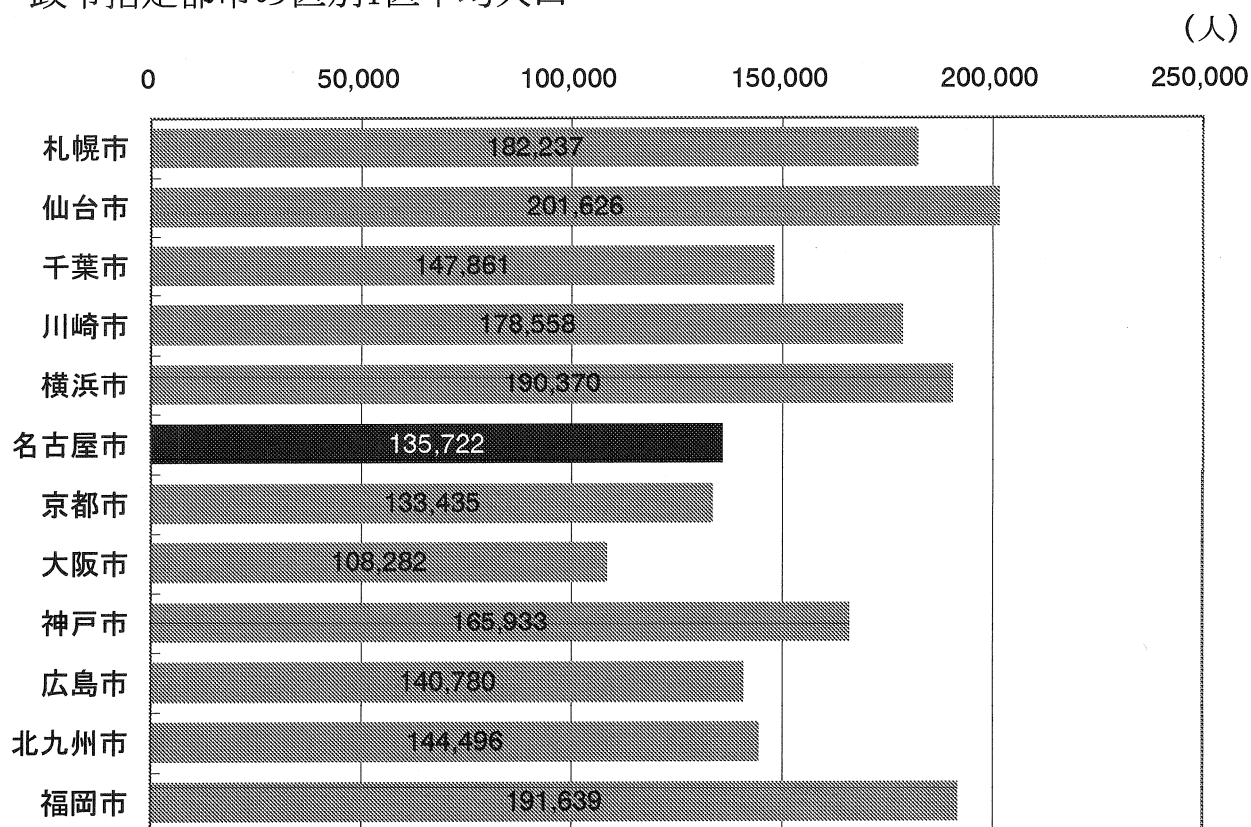
資料4 政令指定都市の区別面積・人口比較

平成12年10月1日現在

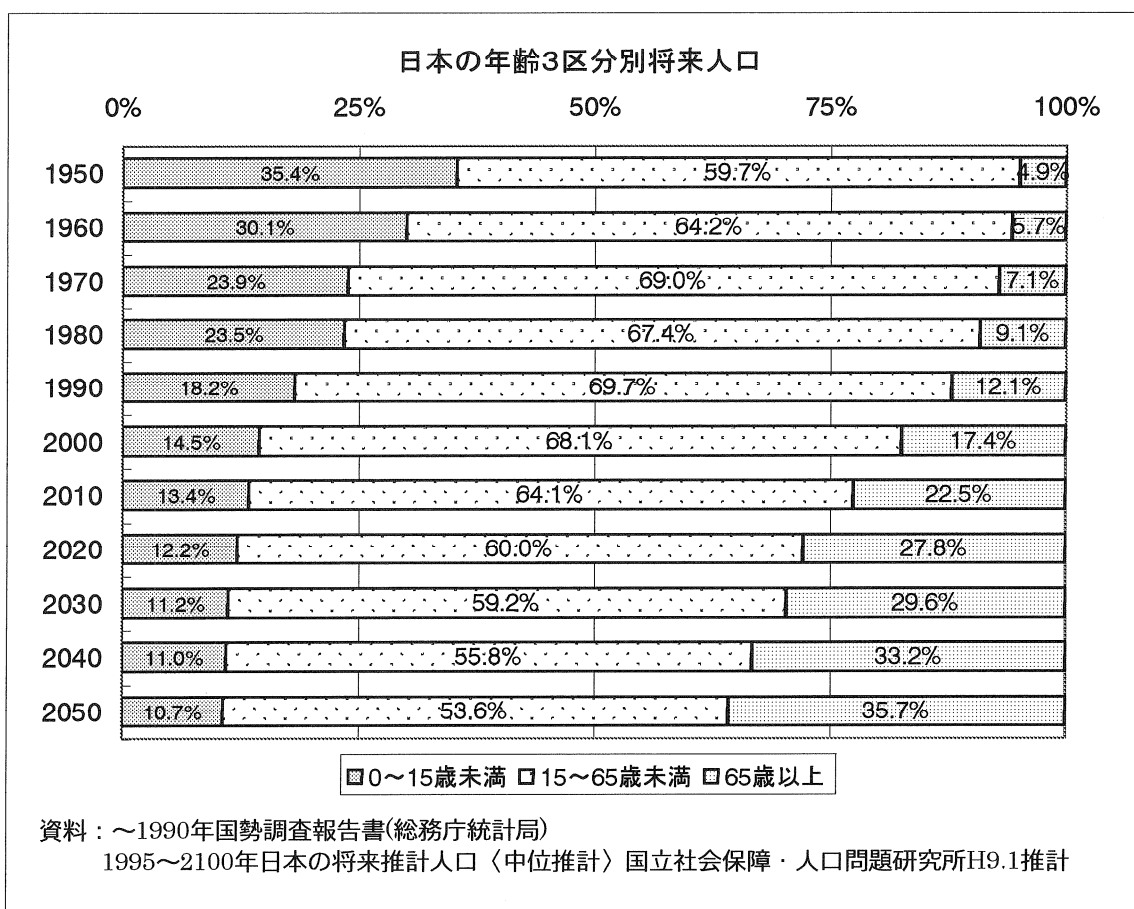
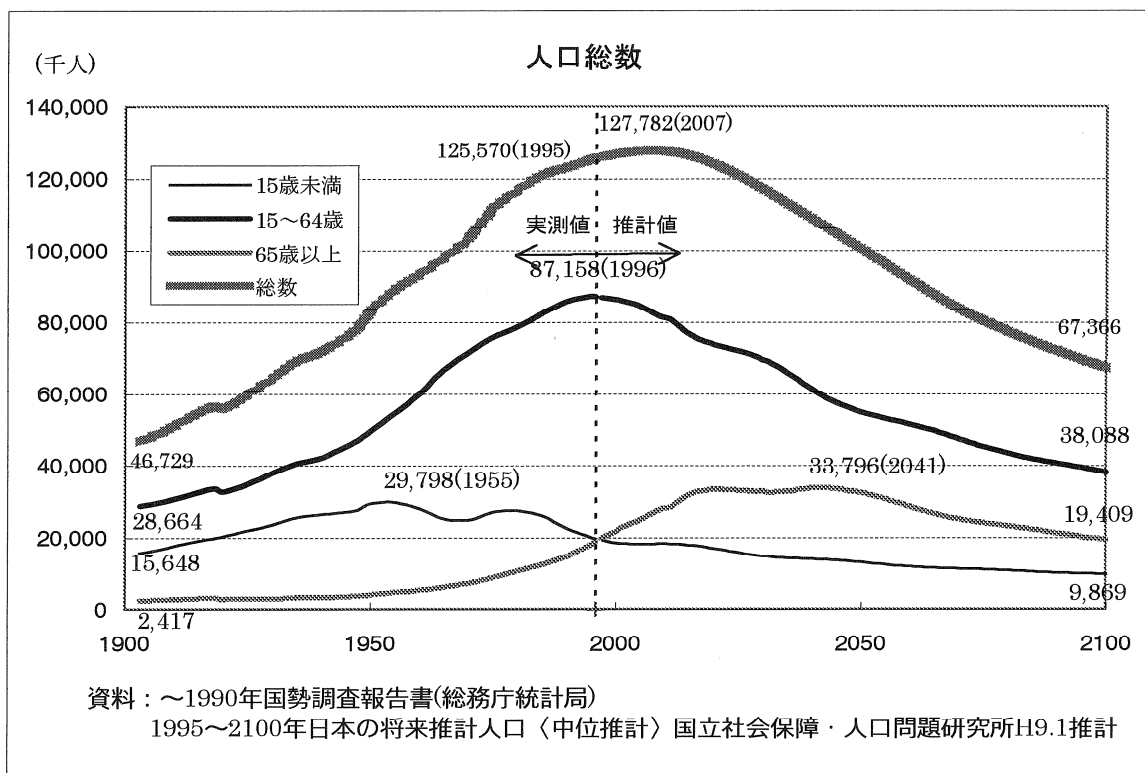
	区数	人口				面積	
		総計 (人)	1区平均 (人)	最大人口 (人)	最小人口 (人)	総計 (k m ²)	1区平均 (k m ²)
札幌市	10	1,822,368	182,237	260,114	110,102	1,121.12	112.11
仙台市	5	1,008,130	201,626	277,743	129,717	783.54	156.71
千葉市	6	887,164	147,861	179,892	101,829	272.08	45.35
川崎市	7	1,249,905	178,558	200,040	136,487	142.70	20.39
横浜市	18	3,426,651	190,370	294,305	78,320	437.12	24.28
名古屋市	16	2,171,557	135,722	209,982	62,625	326.45	20.40
京都市	11	1,467,785	133,435	287,909	44,813	610.22	55.47
大阪市	24	2,598,774	108,282	201,722	50,188	221.30	9.22
神戸市	9	1,493,398	165,933	235,758	105,464	549.78	61.09
広島市	8	1,126,239	140,780	204,636	75,435	741.75	92.72
北九州市	7	1,011,471	144,496	260,452	65,045	484.25	69.18
福岡市	7	1,341,470	191,639	269,307	126,468	339.38	48.48

(注) 本表は、平成12年国勢調査 第1次基本集計結果 統計表(総務省統計局)による

政令指定都市の区別1区平均人口



資料5 日本の将来人口



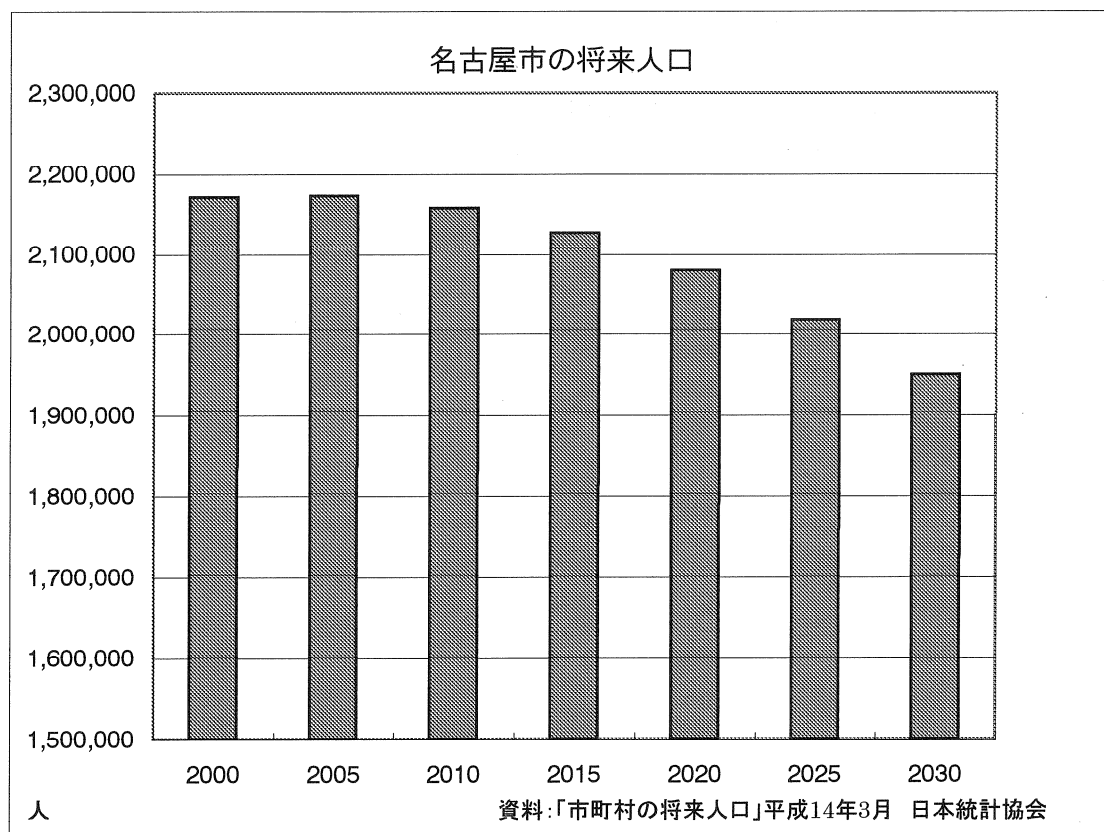
資料6 名古屋市の区別将来人口

単位:人

	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030
千種区	148,537	146,810	143,895	140,103	135,465	129,923	123,628
東区	65,791	64,879	63,344	61,191	58,560	55,523	52,133
北区	167,640	162,006	154,822	146,323	136,805	126,648	116,370
西区	140,364	140,019	138,502	135,829	131,947	127,053	121,667
中村区	134,955	127,890	119,949	111,401	102,428	92,558	84,868
中区	64,669	65,629	65,903	65,535	64,701	63,363	61,522
昭和区	105,289	105,627	105,266	104,289	103,260	101,667	99,556
瑞穂区	104,410	101,678	98,279	94,195	89,632	84,571	79,137
熱田区	62,625	59,774	56,259	52,941	49,164	45,271	41,380
中川区	209,982	211,212	210,690	208,300	204,112	198,292	191,498
港区	151,614	151,150	149,239	146,024	141,554	135,909	129,443
南区	147,912	140,353	131,887	122,738	113,017	103,059	93,182
守山区	154,460	158,416	160,712	161,415	160,576	158,119	154,539
緑区	206,864	222,420	237,034	249,853	260,473	268,981	276,038
名東区	153,103	153,473	152,584	150,242	146,512	141,555	135,751
天白区	153,342	162,113	170,051	176,770	182,164	186,417	189,779
名古屋市計	2,171,557	2,173,449	2,158,416	2,127,149	2,080,370	2,018,909	1,950,491

※2000年は国勢調査実績値

資料:「市町村の将来人口」平成14年3月 (財)統計情報研究センター 日本統計協会刊行



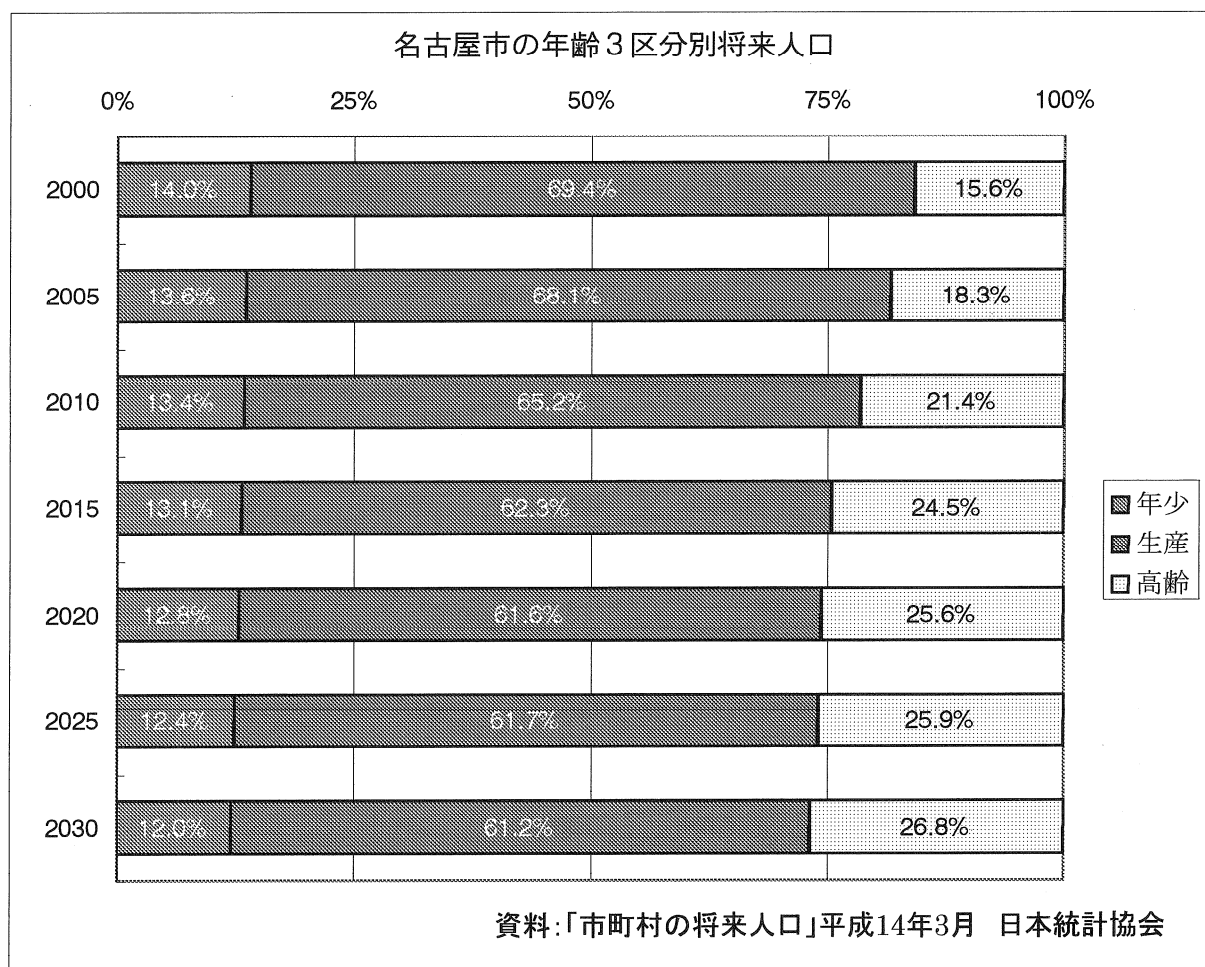
資料7 名古屋市の年齢3区分別将来人口

単位:人、%

	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030
年少	303,272	295,378	288,619	278,969	266,949	250,713	234,737
生産	1,506,882	1,480,487	1,406,846	1,326,125	1,280,888	1,244,879	1,192,866
高齢	338,795	397,584	462,951	522,055	532,533	523,317	522,888
年少	14.0%	13.6%	13.4%	13.1%	12.8%	12.4%	12.0%
生産	69.4%	68.1%	65.2%	62.3%	61.6%	61.7%	61.2%
高齢	15.6%	18.3%	21.4%	24.5%	25.6%	25.9%	26.8%

※2000年は国勢調査実績値

資料:「市町村の将来人口」平成14年3月 (財)統計情報研究センター 日本統計協会刊行



資料8 名古屋市の昼夜間人口

単位:人、%

	1985				1990			
	常住人口	昼間人口	流入超過	昼夜間人口比率	常住人口	昼間人口	流入超過	昼夜間人口比率
千種区	163,505	175,833	12,328	107.5	155,480	174,527	19,047	112.3
東区	71,397	122,519	51,122	171.6	68,392	124,790	56,398	182.5
北区	175,674	153,210	-22,464	87.2	171,747	148,044	-23,703	86.2
西区	143,872	158,334	14,462	110.1	141,041	154,367	13,326	109.4
中村区	152,876	239,985	87,109	157.0	145,930	251,972	106,042	172.7
中区	66,851	298,972	232,121	447.2	65,117	333,519	268,402	512.2
昭和区	108,223	122,558	14,335	113.2	106,481	125,507	19,026	117.9
瑞穂区	115,037	120,076	5,039	104.4	110,990	117,336	6,346	105.7
熱田区	64,921	97,088	32,167	149.5	65,576	99,916	34,340	152.4
中川区	192,808	175,256	-17,552	90.9	199,619	178,203	-21,416	89.3
港区	140,953	162,513	21,560	115.3	147,899	168,436	20,537	113.9
南区	162,963	157,579	-5,384	96.7	159,299	154,552	-4,747	97.0
守山区	139,777	117,326	-22,451	83.9	144,645	118,364	-26,281	81.8
緑区	159,449	124,187	-35,262	77.9	178,692	134,996	-43,696	75.5
名東区	141,922	111,360	-30,562	78.5	151,853	120,304	-31,549	79.2
天白区	113,617	101,999	-11,618	89.8	134,187	114,859	-19,328	85.6
名古屋市	2,113,845	2,438,795	324,950	115.4	2,146,948	2,519,691	372,743	117.4

資料:国勢調査

	1995				2000			
	常住人口	昼間人口	流入超過	昼夜間人口比率	常住人口	昼間人口	流入超過	昼夜間人口比率
千種区	148,702	171,247	22,545	115.2	147,390	165,941	18,551	112.6
東区	65,722	124,096	58,374	188.8	64,957	117,782	52,825	181.3
北区	170,144	150,301	-19,843	88.3	156,324	148,957	-7,367	95.3
西区	138,509	152,397	13,888	110.0	138,086	148,545	10,459	107.6
中村区	140,228	248,032	107,804	176.9	134,745	239,614	104,869	177.8
中区	61,706	344,480	282,774	558.3	59,409	331,186	271,777	557.5
昭和区	103,968	121,258	17,290	116.6	104,093	120,629	16,536	115.9
瑞穂区	105,949	112,145	6,196	105.8	103,257	106,497	3,240	103.1
熱田区	64,809	98,636	33,827	152.2	62,063	98,426	36,363	158.6
中川区	205,934	185,371	-20,563	90.0	207,492	188,005	-19,487	90.6
港区	150,140	175,989	25,849	117.2	151,317	173,527	22,210	114.7
南区	154,163	150,872	-3,291	97.9	147,658	146,864	-794	99.5
守山区	148,582	121,047	-27,535	81.5	153,617	126,729	-26,888	82.5
緑区	190,496	142,318	-48,178	74.7	205,510	154,940	-50,570	75.4
名東区	151,448	122,809	-28,639	81.1	151,128	125,593	-25,535	83.1
天白区	143,834	122,483	-21,351	85.2	151,903	130,314	-21,589	85.8
名古屋市	2,144,334	2,543,481	399,147	118.6	2,148,949	2,514,549	365,600	117.0

資料:国勢調査

資料9 名古屋市の平成9年以降の区別人推移

単位:人

区別	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	H14-H9
千種区	147,918	147,762	147,843	148,537	149,595	150,561	2,643
東 区	65,139	65,373	65,398	65,791	66,155	66,831	1,692
北 区	170,030	169,925	168,969	167,640	167,027	166,924	△ 3,106
西 区	138,978	138,952	139,637	140,364	140,403	140,799	1,821
中村区	138,037	137,094	135,811	134,955	134,365	133,672	△ 4,365
中 区	62,643	63,012	63,404	64,669	65,508	66,687	4,044
昭和区	104,712	105,157	105,584	105,289	105,458	105,397	685
瑞穂区	105,571	105,517	105,279	104,410	103,806	103,886	△ 1,685
熱田区	64,064	64,391	64,045	62,625	62,975	63,256	△ 808
中川区	207,555	208,024	208,903	209,982	211,232	212,443	4,888
港 区	150,999	151,361	151,448	151,614	151,485	151,634	635
南 区	151,332	150,410	149,376	147,912	147,310	146,140	△ 5,192
守山区	150,020	151,401	152,662	154,460	155,988	157,982	7,962
緑 区	198,030	201,188	203,978	206,864	209,261	211,225	13,195
名東区	150,439	150,899	152,172	153,103	153,645	154,355	3,916
天白区	148,909	151,214	152,818	153,342	153,238	154,283	5,374
名古屋市計	2,154,376	2,161,680	2,167,327	2,171,557	2,177,451	2,186,075	31,699

各年10月1日現在

地域自治組織

将来は一般制度で任意設置へ

地制調小委

当面は合併を対象

「長・議会型」など5選択肢

基礎的自治体のあり方などを検討している地方制度調査会の専門小委員会（松本英昭小委員長は「一日、「地域自治組織」について、これまでの審議を整理した「論点」を基に具体的な審議を行った。「論点」は、「地域自治組織」は当面、合併市町村を対象に旧市町村単位に設置し、将来的には一般制度として任意に設置できるとの考えを示した。また、同機関のタイプについて、「長・議会型」「議院内閣制型」「委員会型」など五つの選択肢を提案したが、その財源については「当該基礎的自治体からの移転財源」を原則とし、課税権や地方債の発行等には消極的な考えを示した。地制調では、引き続き都道府県や大都市制度、地方税財政をテーマに論点整理を審議し、来月から中間報告に向けタタキ台の審議に入る。（4面に資料）

来月から中間報告タタキ台審議

今回、総務省が整理した「地域自治組織」の論点は、「設置目的を「基礎的自治体の事務のうち地域共同体的な事務を処理する」ためとし、処理する事務については法定・条例の両案を提示。さらに、市町村合併との関連では、「まず合併市町村で、旧市町村単位に導入し、「将来的には一般制度として任意に設置できるよう検討する」とした。なお、旧市町村の単位について「昭和の大合併前の旧町村」を単位とする考えも示した。

また、地域自治組織の法的性格については「行政区」のタイプをの執行機関と議決機関を直接公選する「長・議会型（A）」②基礎的自治体の長が選任した長と直接公選議員からなる「長・議会型（B）」③直接公選議員と議員互選による長で構成する「議院内閣制型」④直接公選委員が執行機関と議決機関を兼ねる「委員会型」⑤基礎的自治体の長が選任した長が機関長となる「首長型」の五つの選択肢を提案した。

さらに、基礎的自治体との関係について、①設置を都道府県知事の認可制とするか②地域自治組織の代表者が基礎的自治体の機関の地位を兼ねる必要があるか③基礎的自治体による関与を認めるか④の検討課題を挙げる一方、職員については「基礎的自治体職員」の派遣が適当ではないか」とした。なお、財源については、基礎的自治体の一部事務を処理するため「当該基礎的自治体からの移転財源」によることを原則とすべきではないか」とし、「一課税権と地方債の発行権限は認めないこととすべきではないか」とした。

なお、住民自治組織について、「西尾私案」は「基礎的自治体内部の住民自治を確保する方策として内部団体「自治組織」を自治体の判断で設置できる途を開くことを検討すべきだ」としており、前回の地方六団体ヒアリングでも、全国町村会や同議長会は「地域自治組織の制度化を検討すべきだ」などと要請。また、一月の地制調の広島、新潟両県での意見交換会でも、地元町村長からは「早期に明示されないと合併する方と合併される方とも困る」などと住民自治組織の早期具体化を求める意見が多く出されていた。

地域自治組織の論点

要旨

地制調小委

(地制調小委が一日まとめた「地域自治組織の論点」要旨は次のとおり)

地域自治組織のあり方を検討する場合、次の点に留意する必要がある。

1 目的

・基礎的自治体の事務のうち地域共同体的な事務を処理するため、地域自治組織を置くことが考えられる。

2 合併との関係
・合併市町村においては、一般的に規模が拡大することとなるが、住民自治を確保する観点から、合併前の旧市町村単位(昭和の大合併前の旧町村も単位とするか要検討)に地域自治組織を導入する途を開くことが考えられる。
・上記を踏まえ、将来的

には、合併の有無に関わらず、基礎的自治体における一般制度として、必要な地域(例：小・中学校区、集落単位等)に任意に住民自治組織が設置できるよう検討する。

3 法的性格

・地域自治組織の長を任命制として地域自治組織を行政区的なものとするか(法人格を有しない)、区域・住民を有し、事務処理権能を認められた特別地方公共団体(法人格を有する)とするか。

・地域自治組織は、参加離脱の自由のある従前の自治会・町内会と異なり、当該区域に住所を有する者が当然にその構成員となる公共的組織となる。
・地域自治組織の機関の地位に就任する者は、公務員の身分を有することとなる。

4 機関

・機関のタイプについて(1)下記(1)～(5)があるが、いずれにしても地域自治組織をより簡素で効率的な組織とする必要がある。

(1)憲法上の地方公共団体と同様、執行機関と議決機関の双方を直接公選で選出する長一議会型(a)
(2)基礎的自治体の長により選任された長と、直接公選の議員からなる議会の二つの機関で構成される長一議会型(b)
(3)直接公選の議員からなる議会と、議員の互選により選出された長の二つの機関で構成される議院内閣制型
(4)直接公選の議員が執行機関と議決機関を兼ねた委員会を構成する委員会型(代表者は委員の互選による)

(5)基礎的自治体の長により選任された長のみが機関となる官長型
・基礎的自治体の議会の議員が地域自治組織の議会の議員を兼ねることは可能か。

5 基礎的自治体等との関係
・地域自治組織は一定の公的な組織であることから、その設置に当たっては、都道府県知事の関与をどうするか(認可を必要とするか否か)。

・地域自治組織の代表者が基礎的自治体の機関の地位を兼ねることも検討する必要があるのではないか。
・行政運営の総合性・一体性を確保するため、基礎的自治体による地域自治組織の事務執行に関するどのような関与を認めるか。

6 職員
・地域自治組織において基礎的自治体の事務を処理するに当たり、当該事務に従事する常勤の職員を置く必要がある場合には、基礎的自治体の職員の派遣等を行うことが適当ではないか。

・地域自治組織の事務執行において必要な場合には、臨時の職員の採用を認めてはどうか。

7 財源
・地域自治組織は、基礎的自治体の事務の一部を処理するものであることから、その財源は、当該基礎的自治体からの移転財源によることを原則とすべきではないか。

(注)課税権と地方債の発行権限は認めないこととするべきか。
・なお、地域自治組織が上記の移転財源による財源見合いの事務以外の事務を実施することを認める場合には、住民から何らかの会費的な負担を求めることができることとするか。

8 その他
・地域自治組織を特別地方公共団体とする場合は、地方自治法の財務の規定をはじめ地方公共団体に関する規定の適用関係をどうするか。

IT時代における区の行政サービスあり方懇話会

提 言

編集・発行 名古屋市市民経済局地域振興部区政課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL 052-972-3112 FAX 052-953-4396

発行年月 平成15年6月

この冊子は再生紙(古紙配合率100%、白色度70%)を使用しています。